

徳島市
教育振興基本計画
(第2期)
(案)

平成27年3月

徳島市教育委員会

はじめに

近年、少子高齢化や家族形態・地域社会の変化とともに、さまざまな文化・価値観が国や地域の垣根を越えて流動化するなどグローバル化が急速に進んでおり、これまで以上に変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。

また、教育を取り巻く環境においても、幼稚園から高等学校に至る学校・保護者・地域社会の教育力の強化、倫理観や規範意識の育成、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の向上など、依然として多くの課題が指摘されています。

一方、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的な改革が行われました。地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、適切な教育行政の運営をしていく必要があります。

これまで本市教育委員会では、平成22年10月に、第1期の「徳島市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の目指すべき方向を明らかにするとともに、その実現に向けてさまざまな施策に積極的に取り組んでまいりました。しかし、確実かつ急速に進行する社会の変化により適切に対応するために、これまでの教育理念を継承しつつ、新たに取り組むべき施策を明示し、市民とともに教育活動に取り組んでいくことが求められています。

このたび、第1期の「徳島市教育振興基本計画」の成果と課題を検証するとともに、今後に予想される教育を取り巻く環境変化を踏まえて、目指すべき徳島市の教育の方向性を示し、それらを確実に実現するために、平成27年度から平成31年度までの5年間の本市教育の指針となる第2期の「徳島市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、本市の教育行政を推進することで、より質の高い教育活動を目指し、さまざまな教育課題を克服するとともに、地域や企業と連携し、市民一人ひとりの知識や能力を地域社会に活かし、地域社会全体で教育の向上に取り組めます。

最後に、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会委員の皆様、関係各位に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

徳島市教育委員会
委員長 佐藤 文子

目 次

第1章 徳島市教育振興基本計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 基本的性格	2
第2章 基本構想	
1 教育を取り巻く環境	3
2 教育の今日的課題	7
3 基本理念	9
4 基本目標	10
第3章 教育施策の基本的方向	
1 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進	12
生涯学習活動の推進	12
生涯学習施設の整備・充実	12
2 「生きる力」を育む学校教育の推進	14
幼稚園教育の充実	14
義務教育の充実	15
高等学校教育の充実	16
確かな学力の育成	18
豊かな心の育成	20
健やかな体の育成	22
特別支援教育の充実	27
社会の変化に対応する教育の推進	30
魅力ある食育の推進	33
3 信頼される教育環境の実現	36
教育環境の充実	36
信頼される学校づくりの推進	37
教育の組織運営体制等の充実	38
4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進	41
学校教育における人権教育の推進	41
社会教育における人権教育の推進	42
5 心豊かでたくましい青少年の育成	43
家庭教育の充実	43
青少年活動の充実	43
健全育成体制の充実と環境整備	44
いじめ・不登校問題への対応	49

6	生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興	5 2
	市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進	5 2
	スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実	5 3
	スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	5 4
7	郷土の遺産である文化財の保存と活用	5 6
	文化財の保存と活用の推進	5 6
	文化財に親しむ機会の充実	5 7

第4章 推進体制

1	役割分担及び連携	5 8
2	進行管理	5 8

参 考

1	用語解説（ 印のある用語についての解説）	5 9
2	徳島市教育振興基本計画(第2期)策定の経緯等	6 6
	徳島市教育振興基本計画(第2期)策定の経緯	6 6
	徳島市教育振興基本計画(第2期)策定委員会設置要綱	6 7
	徳島市教育振興基本計画(第2期)策定委員会委員名簿	6 9

第1章 徳島市教育振興基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

グローバル化やICTの進展などに伴い、世界全体が急速に変化する中であってわが国は、産業の空洞化や生産年齢人口の減少などの社会情勢の激変に加え、東日本大震災などの自然災害や原子力発電所の事故に伴う複合的災害により、かつてない危機的な状況に直面しています。

これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するためには、社会を構築するすべての人が、当事者として危機感を共有し、それぞれの現場で行動することが求められています。

その中で、教育こそが「人の絆」を強め、その絆のもとで人々は多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにします。また、教育のもつ力こそが、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤となることを改めて認識する必要があります。

本市では、平成22年10月に「徳島市教育振興基本計画」を策定し、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～」を基本目標に掲げ、7つの基本方針に基づき各種教育施策に取り組んでいます。

しかし、第1期計画を策定した以降の社会情勢の変化や諸課題の深刻化、教育現場やスポーツ界における体罰や暴力などの古くて新しい問題、加えて東日本大震災を教訓とした防災意識の高揚など、教育を取り巻く状況の大きな変化に柔軟に対応できるよう計画の項目や内容を見直す必要が生じています。また、一方では、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、日本の歴史や伝統文化、国語に関する教育を推進し、国際社会に生きる日本人としての自覚を育むことが求められています。

こうした状況の中、平成26年度で終了する第1期計画の成果と課題を検証しながら、改めて本市教育の方向、目標を定め、今後講ずるべき施策を示した新たな指針となる徳島市教育振興基本計画（第2期）を策定するものです。

2 基本的性格

本計画は、対象範囲を²学校教育、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。

また、教育基本法をはじめ関係法令に基づき、毎年度示す教育目標や基本方針作成の基本とし、継続的な取組の柱とします。

本計画は、第4次徳島市総合計画から教育分野を抽出・肉付けした分野別計画であり、また、教育委員会が所管するものを根幹とするも、それ以外の各種計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ります。

本計画は、今後の社会情勢の変化を見据えた平成27年度から平成31年度までの5カ年間の計画とします。

ただし、急激な社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示します。

本計画は、下記の教育基本法第17条第2項の規定（努力義務）に基づく計画とします。

【参考】 教育基本法（平成18年12月22日施行）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2章 基本構想

1 教育を取り巻く環境

世界的には、環境問題や食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争などのさまざまな問題に直面している中、わが国の教育を取り巻く環境は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や高度情報化の進展、国際化・グローバル化の進展、生活意識の変化と価値観の多様化など、日々変化しています。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、防災・減災意識や人と人との絆、人と自然の共生の重要性について再確認するきっかけとなっています。

このような環境の変化は、さまざまな分野に大きな影響を与えるとともに、数多くの取り組むべき課題を生じさせており、本市教育においても的確な対応が求められています。

少子・高齢化の進行

わが国では出生率の低下による少子化とともに、平均寿命の伸びに伴う高齢化が同時に進行し、高齢社会と呼ばれる状況になっています。

本市では、平成26年5月1日現在の高齢化率（市全体に占める65歳以上の人口比率）が25.9%となっており、既に超高齢社会が到来しており、今後もこの傾向は続くものと予想されています。

少子・高齢化の進行は、広くは人口減少社会の到来を意味し、同時に生産年齢人口の減少による経済力の縮小や家庭の養育力、介護力、地域活力の低下などが懸念されるとともに、核家族化の進行とも相まって、子どもに対する過保護、過干渉を生じたり、子ども同士の交流機会の減少を招くことから、子どもたちが社会性を培うための交流や体験の機会を増やし、未来を担う人づくりの重要性が一層増してきていくことが想定できます。

一方、高齢化の進行に併せて、高齢者が充実した生活を送れるよう、学習、文化、スポーツ活動等の機会を拡充するとともに、高齢者が地域社会の担い手として長年培ってきた豊かな知識・技能をさまざまな場で生かすことができる長寿社会の実現が求められています。

市内公立幼稚園・小学校・中学校在籍者数の推移

(人)

	H1	H6	H11	H16	H21	H26
幼稚園	3,450	2,769	2,322	1,912	1,652	1,301
小学校	18,714	17,274	15,041	13,825	13,020	11,915
中学校	10,410	8,867	8,298	7,015	6,501	6,055

各年度5月1日現在

高度情報化やグローバル化などの社会の変化

インフラ整備の時代を経て、ICTの発展と普及により人・モノ・カネ・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化する社会が拡大する中、個人情報の保護、情報セキュリティや情報モラルの確保とともにインターネットや携帯電話による犯罪など、高度情報化及びグローバル化に伴う問題への対処が急務となっています。

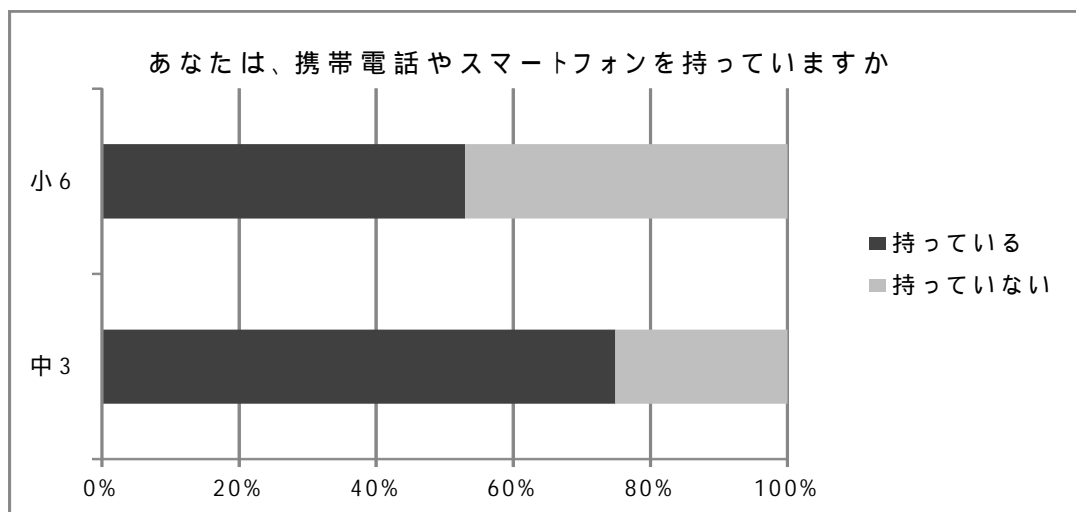
個人や地域が世界と直接結ばれ、利便性の向上と無限の可能性を秘める流れの中で、人間関係の希薄化や有害情報の氾濫、ネットワーク上の規範や規則の知識不足による各種問題などの弊害を最小限に留めるため、情報化に対応できる学習機会の充実やコミュニケーション能力、世界的な交流や競争に必要な知識や能力を習得する意識の高揚と機会の充実が求められています。

本県では、平成26年4月現在、小学校6年生の携帯電話所有率が53.0%、中学校3年生では74.9%となっています。携帯電話等で一日平均して通話やメールを2時間以上している児童生徒の割合は、小学校6年生では8.4%と全国平均8.7%をやや下回り、中学校3年生でも30.3%と全国平均32.7%をやや下回っています。

子どもたちにとってICTの著しい進歩は、社会のグローバル化とともに、視野を世界に広げ、新たなコミュニケーションや知識が安易に習得できる反面、ブログやSNSなどの³ソーシャルメディアの利用の増加に合わせ、人との対面コミュニケーション能力の低下や、情報通信機器を使いたいじめやトラブルの発生といった利用のリスクが問題化しています。

こうした世の中に氾濫する大量の情報の中から、自分に必要な正しい情報を取捨選択できる能力の育成、並びに情報モラル教育を通して人権意識を高めていくことが強く求められています。

さらに、グローバル化に対応した教育として、外国の人々や異文化を理解し尊重できる児童生徒を育成するための国際理解教育を推進するとともに、グローバル社会における英語の必要性について理解を促し、英語によるコミュニケーション能力を育成することが求められています。



平成26年度全国学力・学習状況調査結果より

生活意識の変化と価値観の多様化

近年は、家族形態や雇用環境の変容などにより、ライフスタイルや価値観の多様化をもたらし、心の豊かさや一人ひとりの個性を尊重する傾向が一層強まっています。

しかし、趣味・嗜好の分野に留まらず、家族形態や就労形態などライフスタイル全般に及ぶ価値観の多様化は、自らにふさわしい生き方を幅広く選択することを可能にする一方で、集団や地域社会での連帯意識の希薄化や、あくまでも個人を優先させようとするなどの意識の変容をもたらしています。

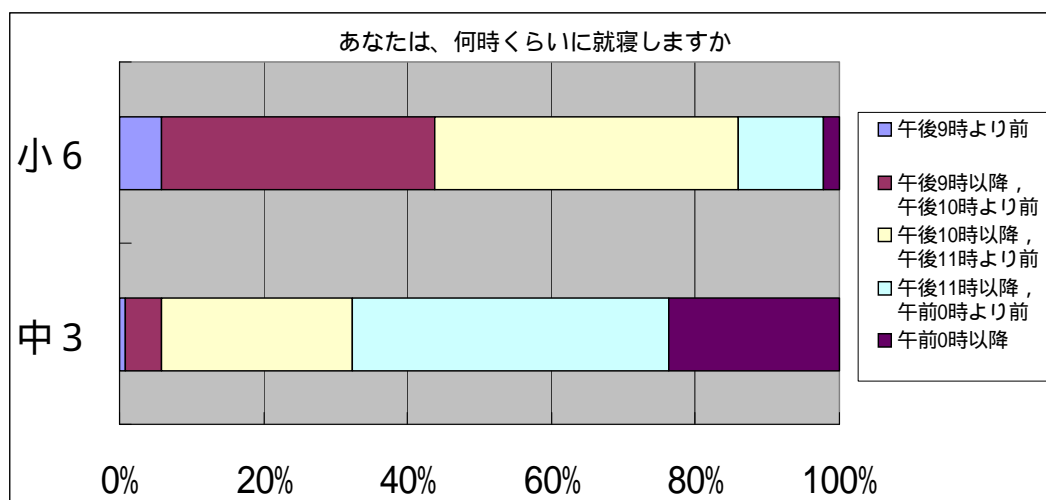
このような変化が、家庭・社会の教育力の低下や子どもたちの生活習慣の乱れ、体力・運動能力の低下に影響を与えていることが指摘されており、学力の低下や規範意識の低下との関連についても論議されています。

本県では、平成25年度の全国学力・学習状況調査によれば、午後11時以降に就寝している児童生徒の割合は、小学校6年生で14.1%、中学校3年生では67.7%となっており、また夕食を一人または兄弟だけで食べることが多い児童生徒の割合は、小学校6年生で10.8%、中学校3年生では17.2%となっています。

これを全国の値と比較してみると、本県の小学校6年生の就寝時刻は全国平均よりやや早いものの、中学校3年生では遅い傾向がみられます。一方、家族と一緒に夕食を摂る児童生徒の割合は、全国とほぼ同じ割合となっています。

このため、子どもたちの健やかな成長を育むための基本的生活習慣の確立や体力等の向上に取り組む必要があり、それと同時に、すべての人々が自らの価値観やライフスタイルに応じて多様な学習活動を継続できるよう、環境の整備を進めていくことが求められています。

また、東日本大震災は、家族や地域・国内外の人々に、今もなお、つながり「絆」が存在していることやその重要性、人を思いやる心や人に感謝する気持ちの大切さなどを強く意識させ、これまでの認識や生き方を見直すきっかけとなったことは否めません。



平成25年度全国学力・学習状況調査結果より

環境問題の深刻化と防災・減災意識の高まり

地球規模での温暖化や気候変動などの環境問題に加え、高度経済成長期以降、物質的な豊かさを享受してきたわが国においては、大量生産・大量消費型社会の形成とともに大気や水質、土壌汚染などの環境問題の深刻化を招き、身近なものから地球規模のものまで幅広い問題に直面しています。

加えて、東日本大震災や原子力発電所の事故により、災害への備えや安全安心な環境を確保する意識の高揚、危険を予知し、危機に直面した際に適切な判断のもと行動できる生き抜く力を育む取組が求められる一方、電力消費などの省資源、省エネルギー、リサイクル活動や再生可能エネルギーへの転換の取組などにより、持続可能な社会システムの構築が、より一層、求められてきています。

2 教育の今日的課題

近年の社会状況の変化と未曾有の震災体験は、教育の場に大きな影響を及ぼすとともに、さまざまな課題への対応を迫っていると言えます。

第1期計画での取組に対する成果・検証を踏まえながら、今後、さらに本市の教育において重要となる7つの課題を、次のとおり設けました。

生涯学習

科学技術の高度化をはじめ社会環境が急激に変化する現代社会においては、新しい知識の重要性は、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で高まっています。

こうした時代にあって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、多様な学習機会を求めており、市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の構築を図ることが求められています。

学校教育

東日本大震災発生による防災教育の見直し、本県児童生徒の学力や学習意欲の向上、いじめ、不登校問題等が、学校教育における喫緊の課題となっており、時代がどのように変化しようとも力強く生き抜く児童生徒を育成することが学校教育に求められています。

これらの課題に適切に対応し、子どもたちの生きる力を育てるため、幼稚園では生涯にわたる教育の基礎を培い、小・中学校では「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが求められています。高等学校では、これらの成果に立ち、個性に応じた主体的な進路設計ができる力の育成が重要課題となっています。

また、特別な支援が必要な幼児・児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援及び共に学ぶための体制づくりや環境整備を充実させていく必要があります。

教育環境

少子化や市内中心部の人口減少等に伴い、幼児・児童生徒数が大きく減少している学校がみられ、教育環境の充実のために学校の適正配置が重要な課題となっています。

また、社会状況の変化を背景に、幼稚園から高等学校に至るまで校種を問わず学校・家庭・地域の緊密な連携が求められています。これに応えるために学校は、組織運営体制の充実を図りながら、開かれた学校づくり、安全・安心の学校づくり等を推進していく必要があります。

人権教育

我が国では、これまで人権に関する諸般の施策が講じられてきましたが、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、

信条、性別、障害等による不当な差別や人権侵害が、なお存在しています。

また、国際化や情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じており、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現を急がなければなりません。

このため、市民一人ひとりの人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を、これまで以上に図ることが不可欠で、そのために行う人権教育・啓発の取組をより内実あるものとしていくことが求められています。

青少年の健全育成

人間関係の希薄さ、社会全体の規範意識の低下などがクローズアップされる現在の社会において、青少年問題は複雑化かつ多様化しています。青少年が抱える問題に対して、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら、きめ細かくて迅速な対応が求められています。

スポーツ・レクリエーションの振興

学校体育の現状は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点で調査開始以来全国平均を下回っており、体力や運動能力の向上を図る必要性があります。また、教員の高齢化や専門的指導者の不足により、子どもたちの多様なニーズに応えきれない現状も見られ、教員や指導者の資質向上に向けた取組を充実することが求められています。

学校保健においては、肥満傾向の児童生徒の割合が徳島県は全国平均よりも高い傾向にあり、本市においても年代によっては高い傾向にあるため、生活習慣に関する健康教育や小児肥満対策の充実を図る必要があります。

また、スポーツ・レクリエーション活動の振興においては、多様なイベント等の開催、体育施設等の充実により、生涯にわたり、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供や指導者の育成、地域に根付いたスポーツクラブの育成など、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

文化財の保存と活用

文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な財産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代へ継承していくことが求められています。

しかし、今日の社会構造や価値観の変化、特に過疎化や少子高齢化などにより、長い歴史の中で伝えられ保存されてきた文化財や、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつあります。

このような状況の中、人々が生活の中で文化財を守り、地域社会において文化財を共通の財産として親しむことのできる適切な方策を講じることが求められています。

3 基本理念

本市においては、まちづくりの指針となる「第4次徳島市総合計画〔基本構想・基本計画〕」において定められた施策大綱に基づいて、さまざまな計画を策定・推進し、目指す将来像である「心おどる水都・とくしま」の実現に努めています。

まちづくりにとっては、人づくりが重要であり、その意味でまちづくりの基本は教育にあると言えます。一人ひとりが夢と希望を持って新しい時代を自ら切り拓き、心のゆとりや豊かさが感じられるよう、人を育み、文化を創造する「学び」のまちづくりが求められています。

第1期計画では、これらを踏まえ、かつ国や県が定めた基本理念を十分に尊重した基本理念を定め推進してきたところであり、当計画においても引き続き、次のとおり3つの理念を継承します。

- ・ 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に主体的に取り組める人を育成します。
- ・ 確かな学力と規範意識を身に付けた、社会に対応していく「人間力」を備えた人を育成します。
- ・ 先人が築きあげてきた伝統文化を次世代へ継承するとともに、本市独自の特色ある新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

このような理念の下で、徳島市教育委員会は、

「人間力」の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、
『教育文化都市徳島』の実現を目指します。

参考（国）

- ・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ・ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- ・ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成

（徳島県）

- ・ 地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます。
- ・ 郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます。

4 基本目標

本市教育のこれまでの発展は、先人の知恵と努力により築かれてきたものであり、今後さらなる魅力を備え、将来にわたって発展し続けるためには、人と文化を育てていくことが重要です。

こうしたことから、本計画の基本目標を基本理念同様、第1期と同じ、次のとおりとします。

かがやきの人づくり ～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～

この達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

そのために、7つの課題に対応する具体的な方針を次のとおりとします。

基本方針1 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

市民が必要とする学習を取捨選択できるよう、さまざまな領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するため総合的な取組を進めます。

基本方針2 「生きる力」を育む学校教育の推進

学校教育においては、「生きる力」の育成を基本とし、幼児・児童生徒が、自ら学び、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。

基本方針3 信頼される教育環境の実現

開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な導入に努めるとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。さらに教育の組織運営体制の充実に努めます。

基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

学校教育及び社会教育において、これまで推進してきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

基本方針5 心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

基本方針 6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興

生涯にわたるスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民がスポーツ・レクリエーションに関わり、地域に根ざした市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めるとともに、そのための施設設備の整備を推進します。

基本方針 7 郷土の遺産である文化財の保存と活用

伝統文化を継承・発展させるために、活動環境づくりに努めるとともに、文化財が現代社会において積極的な役割を果たすことができるように、その保護・整備・活用に努めます。

第3章 教育施策の基本的方向

1 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

近年における社会の成熟化や国際化、情報化の進展に伴って、人々の学習ニーズは多様化しています。社会生活を営むうえで必要な知識や技術に関する学習、趣味や教養など生きがいとしての学習、さらには現代社会が直面しているさまざまな課題に関する学習など、多岐の分野にわたる学習への関心と意欲が高まっています。

こうしたことを踏まえ、生涯学習活動の支援にあたっては、市民が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所で自由に学べるよう、学習環境の整備・充実に努めます。

生涯学習活動の推進

現状

生涯学習では、刻々と変化する社会のニーズや個人及び地域の多様な要求に応えられる柔軟性に富んだ教育の提供が重要です。そこで、公民館をはじめ、徳島城博物館などの社会教育施設を中心に各種講座を開設するとともに、各地域や社会教育関係団体が推進する学習の支援に努めてきたところです。

課題

本市が推進する生涯学習の場に参加する市民は年々増加しており、今後さらにその体制を拡充していくことが必要です。

いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができる生涯学習社会を構築することが課題となっています。

今後の取組

学習の成果が評価され、社会に活かすことを通して学習者自身の生活の充実を図り、喜びを創造するとともに、地域社会の課題解決に向けて知識や経験を生かすことができる生涯学習活動の支援に努めます。

学校・家庭・地域住民等、相互の連携協力を促進し、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現するための社会教育を推進します。

社会の成熟による自由時間の増大に呼応して、心の豊かさや生きがいを得られるような学習の推進が求められていることから、地域の課題解決に向けた主体的学習を重視し、官民の連携により、その成果を新たなまちづくりや社会貢献につなげていける態勢づくりを支援します。

生涯学習施設の整備・充実

現状

本市では、これまで、市民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備や機能充実を図り、多様な学習機会の提供に努めてきました。

特に、本市は、30の地区公民館において、館長・主事を配置しているなど、

県内においても特筆すべき存在で、市内のすべての地区において市民の学習ニーズに対応出来る態勢が整っています。

また、図書館、考古資料館、天狗久資料館、青少年交流プラザなどの社会教育施設においては、指定管理者制度の導入による民間ノウハウを生かした多様化する利用者ニーズへの対応及び運営の効率化を一層進めました。

この結果、生活を営むうえで必要な知識や技術の習得のみならず、現代的課題に関する学習への関心も一層高まり、今後、こうした学習機会を提供する中心的な機関としての社会教育施設の役割は大きくなっています。

課題

市民の学習活動を支援する社会教育施設は、多様な学習機会を提供する場であるとともに、学習情報提供機能や学習相談機能、さらには学習グループの育成や学習者のネットワークづくりなどの支援機能の充実を図り、個性的で開かれた施設として、広域的な要請にも積極的に応えていかなければなりません。

各社会教育施設が有する特色ある学習資源の有効活用を図るとともに、地域の学習資源の意欲的導入と関係機関・団体との連携強化を促進するなど、これまで以上に創意工夫をこらした取組を進めていくことが必要です。

今後の取組

多様な学習ニーズへの対応と学習支援機能の充実を図るため、これまで社会教育施設が果たしてきた役割をさらに生かし、その機能充実を図ります。

特に、社会教育施設間の情報交換等の連携を促進するとともに、社会教育関係団体をはじめとする関係機関・団体の横断的ネットワークを築き、市民の生涯学習活動を多面的に支援できる体制を整えます。

地域におけるボランティア団体などの協力を得て、官民の連携による地域ぐるみの活動を推進し、地域における公共施設としての活性化をさらに高めます。

市立図書館においては、徳島大学などとの連携強化に努めて、官民の連携を図ることにより、市立図書館の利用促進を図ります。

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

幼稚園、小・中・高等学校の教育においては、幼児・児童生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、さまざまな課題を解決するために必要な能力を育むとともに、個性を生かす教育の充実に努めます。

幼稚園教育の充実

充実した幼児教育の提供

現状

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を養うなど、重要な役割を担っています。

幼稚園では、遊びや生活という直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力、健康な心と体づくり、規範意識や思考力の芽生えなどを育み、社会の一員として生きていくための基礎を培う教育に取り組んでいます。

課題

質の高い幼児教育を保障するため、⁴ 幼稚園教育要領の理解と促進が一層重要となっています。

子どもの育ちが変化してきており、食生活や生活リズムなど基本的な生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下や集団生活にうまく適応できないなどの問題が指摘されています。

今後の取組

充実した幼稚園教育を実現するため、教職員の資質及び専門性の向上を目指した研修を積み重ね、さらなる幼稚園教育の振興に努めます。

計画的に教育環境を構成し、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた適切な指導を通して、心身の調和的な発達を促す教育を充実していきます。

幼稚園教育要領を軸とした教育課程の実施に努め、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を推進します。

また、幼児の発達や学びの連続性を確保するために、幼稚園と保育所・小学校との連携を推進するとともに、生活の連続性を確保するために、家庭・地域との連携を深めるなど、幼稚園教育の充実に努めます。

子育て支援の充実

現状

⁵ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育料を市民税の課税状況及び世帯状況等に応じてあらかじめ決定することにより、保護者の経済的負担の軽減に努めています。

幼稚園は、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、子育て支援に努めています。

幼稚園では、地域の実態や保護者の要請に応じ、幼稚園の教育活動の一環

として教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望する者を対象に行う「⁶ 預かり保育」を実施していますが、預かり保育時間や期間の延長など保護者のニーズに対応しきれていない状況にあります。

【預かり保育実施状況】

		H22	H23	H24	H25	H26
実施園	通常保育日	26園	26園	26園	26園	26園
	夏季休業日	9園 (拠点)	9園 (拠点)	9園 (拠点)	9園 (拠点)	9園 (拠点)
希望% (通常)		27%	23%	22%	23%	27%

平成22年度より、制度化(16:00まで実施25園、18:00まで実施1園)

課題

幼稚園教育の普及充実を図るため保護者の経済的負担の軽減等、一層の環境の整備を進めることが必要となっています。

保護者が子育ての悩みや喜びを分かち合ったり、その重要性に気付いたりできるよう、保護者支援とともに子どものより良い育ちを実現する子育ての支援が求められています。

地域の実態や保護者のニーズに応じた「預かり保育」や「3歳児保育」の充実が求められています。

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市立幼稚園のあり方やその役割についての検討が必要となっています。

今後の取組

幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に対応した保育サービスの充実に努めます。

幼稚園では家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、施設の開放、子育て相談、情報の提供など子育て支援の充実に努めます。

保護者のニーズ及び子ども・子育て支援新制度に対応した「預かり保育」や「3歳児保育」の環境整備等に努めます。

平成26年度に策定した徳島市立幼稚園再編計画に基づき、幼保の一体的運営を含む幼稚園のあり方について保健福祉部と協議していきます。

義務教育の充実

現状

教育を取り巻く環境が、科学技術の進歩や情報化、グローバル化、少子化、核家族化など大きく変化している中、義務教育諸学校では児童生徒の減少や学力向上への取組、不登校やいじめ問題への対応、特別支援教育の充実など、さまざまな課題に対応しています。

小・中学校とも、児童生徒の実態を十分に踏まえ、創意工夫した教育活動に

努めています。また、⁴ 学習指導要領の改訂に伴い、その趣旨を踏まえて、学力や体力の向上、豊かな心の育成、体験活動の充実等に取り組んでいます。

課題

本市の義務教育についても全国的な状況と同様であり、教育を取り巻く環境変化の中で、学校・家庭・地域が連携を図り、知・徳・体のバランスのとれた学校教育を展開することにより、子どもたち一人ひとりに学力はもちろんのこと、心豊かでたくましい「人間力」を培うことが重要とされています。

学校が自主・自立性を持ち、子どもたちの育成に学校・家庭・地域が一体となって取り組む必要があります。また、そのために地域に開かれた特色ある学校づくりを目指して「学校力」及び「教師力」を向上させるとともに、安全・安心な学校施設の整備や就学支援体制の充実に取り組むことが求められています。

現行の学習指導要領においても、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」のより一層の育成が求められています。

学校教育において、人とのふれあいや、地域や自然の中でのさまざまな体験活動を充実させる必要があります。

子どもたちの自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに基礎的な体力を高める必要があります。

今後の取組

義務教育諸学校では、就学前教育や高等学校教育との連携を大切にしながら、児童生徒の発達段階に応じた教育を推進します。また、児童生徒が、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「生きる力」を育む教育に取り組めます。

少人数指導の充実を図り、⁷ ティーム・ティーチング指導を実施し、児童生徒一人ひとりに応じた「わかる授業」を推進することにより、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、「確かな学力」の育成に取り組むとともに、児童生徒の個性を生かす教育を充実していきます。

自然体験や社会奉仕活動などさまざまな体験活動や人々との交流などを織り込んだ多様な学習活動を展開し、命を大切にする心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切にする心などの「豊かな心」を育成するとともに、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成します。

子どもたちがいきいきとした生活を送り、心身ともに健やかに成長していくため、学校体育、保健の充実を図るとともに、学校における食育を推進し、子どもたちの「健やかな体」を育成します。また、一人ひとりに応じた体力・運動能力を高め、各種運動を通して、楽しさや喜びを味わわせながら、生涯にわたって自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てます。

高等学校教育の充実

現状

徳島市立高等学校は、普通科、理数科を併せ持つ特色ある学校として勉学

面で定評を得るとともに、芸術・スポーツ面でも部活動を中心に高い実績を収めており、「学問」「スポーツ」「芸術」を教育の重要な3本柱とし、魅力ある学校づくりを推進しています。

社会状況の変化や価値観の多様化する時代にあって、生徒自身が自分の将来に向けて主体的に進路設計ができるよう、1年次より3年間、系統的に進路選択を進めていく「⁸ 市高レインボウプラン」を実施しています。

国際理解教育の振興と国際交流の推進を図るため、本市の姉妹都市であるアメリカ合衆国サギノー市へ生徒を短期派遣し、語学研修や文化交流を実施しています。

生徒・保護者、地域住民にとっても安全・安心な学校づくりを目指し、⁹ P F I方式による校舎の維持管理に努めています。

【徳島市立高等学校の過去3か年の進路状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入学時定員	320	320	320
国公立大学	84	94	120
私立大学	232	256	190
短期大学	21	11	21
専門学校	36	30	18
就職	9	8	4
その他	36	36	35

大学・短大・専門学校の合格者は延べ人数

【徳島市立高等学校の過去3か年の部活動実績（四国大会以上に出場した部）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
水泳 卓球 テニス バスケットボール バドミントン ハンドボール ボート 陸上 弓道 サッカー ラグビー			
オーケストラ 囲碁・将棋 写真 放送 書道 美術			
合計	13	14	14

課題

徳島市立高等学校に対する市民や中学生の期待は高く、これに応えるために今後も進学校としての存在感を示し、芸術・スポーツにおいても活性化を図っていく必要があります。

県内唯一の市立高等学校であるという独自性を生かした特色ある学校づくり、教育内容の充実、教育環境の整備が求められています。

地域に開かれた学校づくり、地域に信頼される学校づくりを今後も一層推進していく必要があります。

今後の取組

新校舎による教育環境のハード面の充実を生かすとともに、ソフト面での整備充実を図り、特色ある魅力的な学校づくりを推進します。

英語教育の充実を目指し、専任¹⁰ A L Tの配置を継続しその有効活用に努めるとともに、理数科においては、特色ある取組である「理数科セミナー」のさらなる充実に努めます。

サギノーマ市への短期派遣を継続し、国際理解教育の振興と国際文化交流、姉妹都市交流を推進していきます。

学校が行う公開行事や学校評価結果等の情報を積極的に学校ホームページに掲載するとともに、体験入学・オープンスクール・学校説明会を行い、中学生やその保護者への広報にも努めます。また、地域の理解を得るとともに連携に努めます。

確かな学力の育成

学習指導の充実

現状

各学校の学力向上推進員を中心に、学力向上検討委員会において学力向上実行プランを作成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、実態に応じた重点目標に向かい学力向上に取り組んでいます。

平成14年度からは「徳島県基礎学力調査」に、平成19年度からは「全国学力・学習状況調査」に参加し、その分析結果を踏まえ、学校全体としての取組課題や、児童生徒一人ひとりの課題把握に努めています。

知識・技能を活用し、課題解決的な学習や探求的な学習活動の中心である、総合的な学習の時間を充実させ、活動運営にかかる事業支援を継続して実施しています。

読書活動を推進するため読書活動推進研修会を毎年実施しています。

【全国学力・学習状況調査（文部科学省）における平均正答率】

・・・平成19年度より小学校6年生、中学校3年生で実施

小 学 校	平成25年度	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
	徳島県	63.3	49.0	75.8	58.4
	全 国	62.7	49.4	77.2	58.4
	平成26年度	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
	徳島県	70.1	53.8	76.9	55.8
	全 国	72.9	55.5	78.1	58.2

中 学 校	平成25年度	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
	徳島県	76.5	64.9	65.4	42.6
	全 国	76.4	67.4	63.7	41.5
	平成26年度	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
	徳島県	79.3	49.8	68.5	58.1
	全 国	79.4	51.0	67.4	59.8

A = 主として「知識」に関する問題

B = 主として「活用」に関する問題

【読書活動の推進について】

一斉読書	学校全体で実施	学年単位	学級単位	未実施
小学校(31校)	26校	2校	3校	0校
中学校(15校)	10校	3校	0校	2校
読み聞かせ	学校全体で実施	学年単位	学級単位	未実施
小学校(31校)	25校	3校	2校	0校
中学校(15校)	4校	4校	0校	7校

(平成26年度状況調査より)

各校では、始業前に一斉読書や絵本の読み聞かせなどが、ボランティアの協力等も得ながら行われています。

課題

幼稚園では、義務教育およびその後の生活や学習の基盤を培うことが求められています。また、小・中・高等学校では、子どもたちの現状をふまえ生きる力を育むこととされています。

全国及び県の学力調査結果からも、基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図る必要があります。

読書活動の場所を確保するとともに、読み聞かせ等の活動を推進していく必要があります。

今後の取組

育てるべき重点的な能力を育成するために、言語活動の充実を図り、児童生徒一人ひとりに応じたわかる授業の実現を目指し、授業改善を推進します。

学習指導要領の円滑な実施を推進するために、教育課程編成資料を作成します。

引き続き、「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学力ステップアップテスト調査」に参加し、継続的な調査結果をもとにした課題把握と授業改善に取り組みます。

知識・技能を活用し、課題解決的な学習や探求的な学習活動を推進するため各校が特色ある教育課程の編成を実施できるよう努めます。

始業前の一斉読書活動や絵本の読み聞かせ等を推進し、幼児・児童生徒の読書活動の充実を図ります。

学習意欲の向上や学習習慣の確立

現状

学習意欲を高めるために、「わかる授業」の実現を目指した授業改善に各校で取り組んでいます。

各校で「家庭学習の手引き」等を作成し、家庭学習習慣の定着に取り組んでいます。

幼児・児童生徒一人ひとりの個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っています。

課題

生活習慣や学習習慣等の改善について、家庭や地域と、より一層連携して取り組む必要があります。

学力向上の基盤となる、基本的な生活習慣の確立や望ましい学習習慣及び読書習慣を身につけさせるために、家庭や地域と連携して取り組むことが重要となっています。

今後の取組

各校の学力向上実行プランを学校ホームページに掲載し、家庭や地域社会と情報を共有することで、連携をより促進し、幼児・児童生徒の生活習慣や学習習慣等の確立を図ります。

児童生徒が意欲的に学ぶことのできる学級づくりや一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境づくりができるよう、教員の指導力を高める研修を充実させます。

豊かな心の育成

¹⁾ 道徳教育の充実

現状

各学校では、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を養っています。

また、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成しています。

課題

子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとのふれあいや体験活動の減少等を背景として、人間関係を築く力や社会性の育成の不十分さが指摘されています。発達段階に応じた指導や体験活動などを通じた生活習慣や規範意識の確立を目指し、道徳性を涵養することが求められています。

今後の取組

「¹² 私たちの道徳」や多様な読み物資料を利用したり、視聴覚教材を活用したりするとともに、発達段階に即した体験活動を重視するなど、全教育活動の中で総合的な取組を進めます。

自尊感情を高め、自他を大切にすることを育て、「命」の大切さへの理解を深めます。

道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努め、日常生活で行動できる実践力を育てます。

道徳教育推進教師等の研修や希望研修の一層の充実に図り、教員の道徳教育への理解を深めるとともに、教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

¹³ 豊かな体験活動の充実

現状

¹⁴ 異年齢の子どもたちとの交流、¹⁵ 自然の中での集団的宿泊訓練や職場体験活動、文化芸術体験、就業体験や奉仕体験等のさまざまな体験活動が、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて実施されています。

課題

パソコンや携帯電話などが普及し、情報化社会が進展するとともに、直接対面してコミュニケーションを図る機会が減少しており、人とのふれあいや、地域や自然の中でのさまざまな体験活動を一層充実させることが求められています。

体験活動をその場限りの活動に終わらせないように、事前・事後の指導が重要となっています。

今後の取組

さまざまな豊かな体験活動を広く紹介していくことに努めます。

子どもたちの発達段階に応じて、体験活動を各学校の年間指導計画に適切に位置づけ、円滑な実施に努めます。

総合的な学習の時間等において、異年齢・異学年交流、世代間交流、動植物の飼育栽培等を通じて感性を育み、命の大切さや勤労の尊さを学ぶ体験活動を推進します。

16 ボランティア教育の推進

現状

東日本大震災の被災地支援などを通して、ボランティア活動による社会貢献への意識が高まっています。

地域社会の一員としての自覚を高めるための実践的・奉仕的な体験活動が進められています。

課題

学校におけるボランティア教育の推進や家庭・地域・ボランティア団体等との連携を図る継続的な活動が求められています。

今後の取組

地域と密着した福祉施設訪問や清掃活動などの奉仕活動を地域や学校の実態に応じて実施します。

17 郷土を誇りに思う心の育成

現状

社会や道徳、総合的な学習の時間を中心に、それぞれの地域や学校の実態に応じて、地域の人材を活用するなど、郷土や地域について学ぶ学習を進めています。

課題

郷土や地域の文化や伝統を、共感や感動を与える教材として利用し、文化や伝統を体験できる方法を考えていく必要があります。

今後の取組

総合的な学習の時間や各教科等において、阿波おどり、藍染め、人形浄瑠璃をはじめとする郷土の伝統・文化への理解を深めるため、津田地区の「ぼに踊り」や八多地区の「犬飼農村舞台」などに代表される地域文化、芸能を通して地域の有識者や先人の生き方に触れる機会を増やす学習や活動などを、より充実できるように努めます。さらに、郷土徳島が生んだ偉人の生き方や優れた功績を取り上げた教材を活用し、児童生徒が郷土徳島に誇りを持ち、社会の発展に尽くした先人への尊敬と感謝の念を深めます。

健やかな体の育成

学校体育の充実

現状

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果、本市体力テスト結果から児童生徒の体力は改善傾向にありますが、体力合計点では全国平均を下回る状況にあります。そのため、子どもの体力・元気アップ推進事業を継続し、さらに、子どもの体力向上を図っています。

体育実技講習会、体育授業活性化講師派遣事業などの教員の指導力向上を図る研修事業を継続実施し、学校体育の充実を図っています。

体力向上実践プランをもとにした活動が、学校教育活動全体の中で実践されるようになっており、今後も継続します。

興味・関心の多様化により、運動部活動に参加する生徒数の割合が、平成20年度と比較して減少傾向にあります。また、教員の高齢化や専門的な指導者の不足により、生徒の多様なニーズに応えきれない現状も見られます。

平成25年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）

【運動部活動、スポーツクラブに所属している児童生徒の割合】

学校種別		全国	徳島県	徳島市
小学校	5年生男子	72.3%	67.5%	69.3%
	5年生女子	48.5%	45.2%	40.8%
中学校	2年生男子	85.4%	85.8%	81.4%
	2年生女子	60.4%	58.0%	52.2%

【体力テストの結果】

小学校 5年生		握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20mシャ トルラン	50m走	立ち 幅とび	ソフトボ ール 投げ	体力 合計点
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	(点)
男 子	全国	16.63	19.54	32.73	41.41	51.41	9.38	152.07	23.19	53.87
	徳島県	16.38	18.72	31.94	41.19	48.00	9.46	151.06	23.26	52.71
	徳島市	16.00	18.93	31.31	43.27	50.75	9.52	151.28	22.56	52.91
女 子	全国	16.14	18.06	36.87	39.06	39.66	9.64	144.55	13.94	54.70
	徳島県	16.16	17.48	36.89	38.88	36.76	9.67	144.49	14.37	54.04
	徳島市	16.03	17.55	36.74	40.79	37.58	9.74	144.83	13.90	54.28

中学校 2年生		握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20mシャ トルラン	50m走	立ち 幅とび	ハンドボ ール 投げ	体力 合計点
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	(点)
男 子	全国	29.21	27.58	43.11	51.08	84.98	8.04	193.68	21.01	41.78
	徳島県	30.22	25.65	42.56	51.05	80.46	8.03	192.47	21.11	41.06
	徳島市	29.84	25.27	43.05	50.74	77.39	8.02	194.00	21.66	40.66
女 子	全国	23.76	23.03	45.12	45.27	57.20	8.88	166.18	12.97	48.42
	徳島県	24.14	21.50	45.46	44.88	54.15	8.90	165.75	12.92	47.75
	徳島市	23.88	20.79	45.12	44.16	51.93	9.02	165.70	12.49	46.16

課題

体力テストの結果、運動部活動の参加割合の減少がみられることから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図る必要があります。

運動部活動における専門的指導者の配置や指導力の向上を図る必要があります。

今後の取組

学校体育に関わる教員に対し、「体育授業活性化講師派遣事業」や実技の指導ポイントを研修する講習会を活用することにより「体育・保健体育科」の授業の充実を図ります。

児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その改善に向けた施策を展開するとともに、各学校において作成する体力向上実践プランに基づき、学校教育活動全体を通して体力づくりに取り組みます。

指導者の資質向上に向けた取組を充実するとともに、外部指導者の活用や学校間の連携を図り、多様なニーズに応える運動部活動を推進します。

学校保健の充実

現状

アレルギー疾患や各種感染症、飲酒・喫煙・薬物乱用の問題、いじめ・虐待等による不登校やメンタルヘルスの問題等、児童生徒の健康課題が多様化しています。これらの健康問題に適切に対応していくために、養護教諭・保健主事の資質向上に向けた研修を実施し、専門性を高めるように取り組んでいます。

徳島県は生活習慣病である糖尿病が問題となっており、本市でも肥満傾向の児童・生徒の割合が年代によっては高い傾向にあるため、継続して、生活習慣病と関連の深い肥満傾向児等に対する相談等の対策に取り組んでいるところです。

インターネットや携帯電話等の普及により、全国的に性に関する情報が氾濫し、児童生徒の性の逸脱行動や性感染症が問題となってきています。適切な意思決定や行動選択ができるような学習指導が行われるよう研究会や講習会を実施しています。

平成25年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）

【肥満度傾向（軽度肥満・中等度肥満・高度肥満の合計）の割合】

学校種別		全国	徳島県	徳島市
小学校	5年生男子	9.9%	11.4%	9.2%
	5年生女子	7.7%	9.7%	8.3%
中学校	2年生男子	8.0%	10.5%	10.7%
	2年生女子	6.8%	9.3%	9.8%

課題

多様な健康課題に対応するため、教職員の専門性の向上や食育の一層の推進を図る必要があります。

また、専門機関と一層の連携を図り、それぞれの健康課題に対応した指導法を充実する必要があります。

生活習慣に関する健康教育や小児肥満対策の充実を図るために、家庭や地

域の関係機関とのより一層の連携が重要となっています。

児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進する必要があります。

今後の取組

子どもの現代的な健康課題に適切に対応するため、養護教諭・保健主事の資質向上に向けた専門的知識や技能の研修の充実を図るとともに、学校が行政機関や学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、地域ぐるみで計画的に取り組めるよう学校保健委員会の充実に努めます。

学校と家庭、地域、医療機関が連携し、学校における健康教育の推進を図るとともに、生活習慣調査等を定期的実施し、家庭での生活習慣改善のための啓発を行います。

人間尊重の精神、男女平等の精神を徹底し、適切な意思決定や行動選択ができる学習指導が行えるよう研究会や講習会を充実し、効果的な性に関する教育の普及を図ります。

薬物乱用の危険性や有害性について、正しい知識と態度を身に付けさせるために、警察や学校薬剤師等と連携して、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室の開催を推進します。

教員のメンタルヘルス対策の充実

現状

全国公立学校教職員の人事行政状況調査結果では、精神疾患による病気休職者の割合は、平成4年度は0.1%でしたが、その後17年間連続して増加し、平成21年度は0.6%となりました。平成22年度からは横ばい状態で、平成24年度も0.6%と、高水準状態が続いています。

本市の精神疾患による病気休職者の割合は、平成25年度は0.4%で、全国と比較すると若干低い状況となっています。

職員衛生委員会・安全衛生委員会・県費教職員衛生委員会を設置し、労働安全衛生管理体制を整備し、健康管理の充実を図っています。

¹⁸ 長時間勤務労働者等の希望者には、産業医、保健師等による相談体制の充実を図り、教職員に活用してもらえるよう努めています。

課題

予防的なメンタルヘルスケアの取組が重要であり、セルフケアの促進を図るため、ストレスに対処する知識や方法を普及し、習慣化を図る必要があります。

メンタルヘルスに不安を感じる時は、早目に産業医や精神科医等に相談できるよう、相談体制を整え、教職員が活用しやすい状況を確立し、周知していく必要があります。

今後の取組

教職員本人によるセルフケアに対する意識の向上のために、メンタルヘルスに関する研修の充実を図っていき、早目にストレスに気づき、対処する知識や方法を身につけ、自己管理能力を高めるよう努めていきます。

産業医や保健師等を活用した相談体制を整えるとともに、活用しやすい環境をつくるために、メンタルヘルスの知識を普及し、教職員に周知していきます。

学校給食の充実

現状

適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る、望ましい食習慣を養う、人間関係を豊かにする、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的とした学校給食を実施するため、献立の充実に努めています。

献立及び食材の各研究会で、新しい食材や献立の研究を重ね、新食材や新メニューを導入するとともに、食育コンテスト入賞メニュー等を給食献立として取り入れ、献立の充実に努めています。

地域の生産物や郷土の食文化を継承する意識を高めるため、市内産の米を使用した米飯給食の実施や、米粉入りパンの導入、徳島の漁港で水揚げされた魚の利用など、地域で生産された食材を積極的に活用し、地産地消に取り組んでいます。

学校で体験栽培した作物を収穫し、「生きた教材」として給食の食材に活用することにより、食物と自然を大切に作る心の育成や感謝の心を育て、食べ残しの減少に努めています。

子ども料理教室の実施や食育フェア等の開催、また、食育コンテストを実施し、園児や児童生徒に食育を推進するとともに、広く市民に対し学校給食への理解を深めてもらう取組を行っています。

園児が入学後の学校給食に戸惑うことがないよう、園児の体験給食の実施や、家庭に「給食についてのお知らせ」を出すなどし、給食への関心を育む取組を行っています。

衛生管理については、研修会の実施や衛生管理マニュアルの遵守に努め、食中毒などの事故が発生しないよう細心の注意を払っています。

強化磁器食器の導入、施設・設備の備品等の整備により、円滑な給食運営や食事環境の改善を図っています。

食物アレルギー除去食対応を全校で開始することにより、食物アレルギーのある児童生徒への給食の充実に努めています。

課題

異物混入や産地偽装など、給食への「安全・安心」を損なうことのないよう、食材の調達において適切な対応が必要となります。

備品等の老朽化への対応が必要となってきています。

食物アレルギーのある子どもたちの給食を充実させるため、新たな除去食材の検討が必要となっています。また、アレルギー事故防止や事故発生時の慎重な対応が重要となります。

今後の取組

「児童生徒の心身の健全な発育に資することを目的とした学校給食の実施」

「安全に配慮した学校給食の実施」「食事環境の整備」を重点施策とし、学校給食の充実を図ります。

食材の調達においては、地域の生産物や郷土の食文化を継承する意識を高め、「安全・安心」な給食を提供するため、地産地消の推進を図ります。

食物アレルギーのある子どもたちの給食を充実させるため、新たな除去食材を検討し、食物アレルギー対応マニュアルの見直しを図ります。

特別支援教育の充実

特別支援教育の推進

現状

本市のまちづくりの基本目標である「ぬくもりの社会づくり」は、国における「共生社会」の形成と方向を同じにするものです。本市において特別支援教育を推進するにあたり、障害のある子どもと障害のない子どもが交流及び共同学習の機会を持ち、地域の中で、共に学ぶことは、¹⁹ インクルーシブ教育システムの構築に不可欠なものと考えます。

子どもの個々の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができる「学びの場」として、幼稚園、小・中学校に設置した²⁰ 特別支援学級、²¹ 通級による指導を行う教室は、障害の多様化や指導・支援を受ける幼児・児童生徒数の増加に伴い、学級数も担当教員数も増加しています。

個々の教育的ニーズに応じた適切な支援や指導のための²² 教育支援委員会での協議数の増加に、開催回数を増やして対応しています。また、関係機関等と継続的に連携を図りながら、障害のある幼児・児童生徒に対する教育支援体制を充実させることを目的に、徳島市特別支援連携協議会を開催しています。

就学基準に該当する障害のある子どもの就学先を特別支援学校とする従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校・地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するよう努めています。

教育現場だけでなく、保護者や関係機関等への広報により、発達段階に応じた連続した支援や保健、医療、福祉等の関係機関と連携した支援の強化充実に向けた「²³ 個別の教育支援計画」「²⁴ 引き継ぎシート」の作成・活用が広がっています。

【特別支援教育の対象 小・中学校の児童生徒数の比較】（平成26年5月1日現在）

	国		徳島県		徳島市	
	人	%	人	%	人	%
全児童生徒数	* 10,213,149		58,361		17,970	
特別支援学校	* 67,173	0.64	461	0.79		
特別支援学級	* 174,881	1.59	1,745	2.99	491	2.73
通級指導教室	* 77,882	0.69	578	0.99	152	0.85

*平成25年5月1日の数値（文部科学省公表値）

【徳島市立幼稚園、小・中学校の特別支援学級の学級数と人数】（平成26年5月1日現在）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園	学級数	9学級	9学級	11学級	9学級	11学級
	人数	26人	23人	31人	31人	27人
小学校	学級数	84学級	88学級	94学級	89学級	93学級
	人数	294人	315人	335人	347人	364人
中学校	学級数	34学級	37学級	37学級	35学級	40学級
	人数	103人	112人	90人	120人	127人

【徳島市立幼稚園、小・中学校の通級指導教室の教室数と利用人数】（年度当初の人数）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
幼稚園	ことば	教室数 7教室	7教室	7教室	7教室	7教室	
	人数	83人	85人	79人	81人	65人	
小学校	言語	教室数	2教室	/	/	/	
		人数	23人	/	/	/	
	自閉症	教室数	1教室	2教室	2教室	2教室	2教室
		人数	10人	26人	26人	19人	23人
	言語・LD	教室数	2教室	4教室	4教室	4教室	4教室
		人数	29人	51人	51人	52人	55人
LD・ADHD	教室数	3教室	4教室	4教室	5教室	5教室	
	人数	25人	35人	35人	36人	51人	
LD・ADHD・自閉症	教室数	/	/	0教室	1教室	1教室	
	人数	/	/	0人	17人	20人	
中学校	LD・自閉症	教室数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		人数	9人	9人	15人	10人	3人

²⁵ LD, ²⁶ ADHD

随時利用人数は、変動する。

課題

障害の多様化による特別支援学級設置数の増加や、通級による指導を受ける児童生徒数の増加、通常学級に在籍する特別な支援が必要な幼児・児童生徒数の増加に対し、人的支援として、学校支援助教員の配置や学習支援ボランティア、学校支援ボランティアの派遣を行っています。しかし、教育現場が求める支援に、人手の「量」だけでなく高い専門性という「質」が必要です。

すべての教員が、発達障害等に関する知識と対応について学び、その知識や対応のスキルを教育実践において活用する必要があります。

今後の取組

学校全体で特別支援教育を推進できるよう、特別支援教育に携わる教員だけでなく、本市のすべての教員一人ひとりの指導力向上につながり、特別支援教育の視点を取り入れた学校・学級経営が図れるような研修の充実に努めます。

「個別の教育支援計画」「引き継ぎシート」を作成・活用し、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導の充実に努めます。また、保健、医療、福祉、労働等の関係機関とのより効果的な連携を進めます。

相談・支援体制の充実

現状

保健・医療・福祉・療育等の関係機関と連携し、市内の保育所・保育園、幼稚園、小・中学校からの増加傾向にある相談への対応や、学校の支援体制の構築に努めています。

障害のある幼児・児童生徒の増加や障害の多様化・重複化に伴い、一人ひとりに応じた適切な指導方法や教育環境を学校関係者や保護者と話し合い、助言するために必要な専門的知識の習得や相談員の資質向上に向けた研修に努めています。

市内の保育所・保育園、幼稚園、小・中学校から教育相談の要請を受け、相談員を派遣し、幼児・児童生徒について聴き取り・観察・検査を実施しています。そして、支援の必要な状態を把握したうえで、一人ひとりにあった支援、適切な指導方法、教育環境について話し合い、助言しています。

専門家による教育相談会を実施し、一人ひとりに合わせた適切な支援ができるよう保護者との面談を実施しています。また、個々に応じて関係機関等とも連携を図り、専門的な見地からの意見を教育現場でどう活かすか、より具体的で継続的な助言に努めています。

課題

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が増加し、その障害も多様化・重複化しています。相談員に対しては関係機関等との連携や保護者支援も含めた専門知識が求められています。相談員の人数確保と資質向上が継続して求められています。

今後の取組

発達段階に応じて、保健・医療・福祉・労働等関係機関と連携し、障害のある幼児・児童生徒及びその保護者等に対して相談・支援体制が充実するように努めます。

相談員の資質向上を図るため研修の充実に努めます。

社会の変化に対応する教育の推進

教育の情報化の推進

現状

21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を行うために、学校における教育の情報化を推進しています。

インターネットに接続可能な情報端末を所有する児童生徒が増加し、インターネット上のトラブルに、児童生徒が関わるケースが増加しています。

児童生徒が情報活用能力を身に付けることは、ますます重要となってきています。小学校段階から各教科の中で情報活用の実践力育成を中心とした指導に取り組んでいます。高等学校の普通教科「情報」では、情報社会に参画する態度の育成や情報の科学的な理解に重点をおいた指導に取り組んでいます。

課題

教科指導におけるICTを活用した、分かりやすく深まる授業の実現が必要です。

児童生徒に各発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを身に付けさせることが必要です。

ICTを活用した教職員の情報共有によるきめ細やかな指導や校務負担の軽減を図る校務の情報化が必要とされています。

情報化を推進するためには、学校のICT環境整備や教員のICT活用指導力の向上などを計画的に進めていく必要があります。

今後の取組

児童生徒の情報活用能力の育成やICTを活用した効果的な授業の実現を図るため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や啓発に努めます。

各校における児童生徒に対する情報モラル教育を推進します。

各校のICT環境を計画的に整備し、学校における教育の情報化を推進します。

国際理解教育の推進

現状

グローバル社会で生きていくために自国の文化を尊重するとともに、他国の文化も尊重できる子どもたちの育成に取り組んでいます。

グローバル化の急速な進展に伴い、外国籍を持つ児童生徒や海外からの帰国児童生徒は増えつつあります。

児童生徒の英語を使った体験的なコミュニケーション活動の充実を図るため、教員とA L Tや、小学校では²⁷ 英語活動サポーターとのチームティーチングによる授業を行っています。

語学研修のため、サギノー市へ高校生を派遣しています。

課題

小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る方針が示され、平成32年をめぐりに、小学校における英語教育の強化拡充、中・高等学校における英語教育の高度化などに取り組む必要があります。

異文化を理解し、自他の文化を尊重できる児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育を推進する必要があります。

小学校外国語活動及び中学校英語教育の充実を図るため、教員の指導力向上が必要です。

小学校外国語活動から中学校英語教育への円滑な接続を図るため、連携の推進に努める必要があります。

今後の取組

A L Tとの体験的な活動等の機会を増やすことにより、異文化を理解し、自他を尊重できる児童生徒の育成に努めます。

英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、小・中・高等学校へのA L T派遣、小学校への英語活動サポーター派遣を継続するように努めます。

グローバル化に対応した英語教育を見据え、教員研修の充実を図ります。

英語教育小中学校担当者会を実施し、小学校英語活動と中学校英語科の連携を推進するとともに、英語教育に関する情報の周知に努めます。

²⁸ キャリア教育の充実

現状

労働をめぐる社会環境の変化等に伴い、勤労観・職業観の希薄化、フリーター志向の広まりや、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題となっています。

小学校の職場見学、中学校での職場体験、徳島市立高等学校においてはレインボウプランを実施することにより、徳島市のすべての学校でキャリア教育を推進しています。

課題

「働く」ことへの関心・意欲を高める取組を、学校の教育活動全体を通じて行うとともに、家庭や地域と連携し、体験的な学習を促進するなど、キャリア教育をさらに推進する必要があります。

今後の取組

キャリア教育と学力向上との相互補完による学習への目的意識や学習意欲の向上を図ります。

キャリア教育が発達段階に応じて、組織的・系統的に実施されるよう、小・中・高等学校における教育課程の充実・改善に取り組みます。また、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校における主体的な進路設計に向けた学習など、体験的な活動の充実により、児童生徒の社会的自立のために必要な能力や態度の育成に努めます。

2.9 環境教育の充実

現状

私たちの日常生活に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが原因である地球温暖化が年々加速し、環境問題への対応は、喫緊の課題となっています。

各学校において、環境問題への啓発や意識を高めるための取組を行っています。

本市作成の³⁰ 環境教育副読本「徳島市の水と緑」は、とくしまエコマネジメントシステムにおける環境学習の推進を目的とした小学生向けの副読本で、市内すべての小学校で活用されています。また、この環境教育副読本を活用した授業研究会を実施し、環境問題をより身近な課題とした授業実践や学識経験者等の講義受講など環境教育の充実に努めています。

すべての小・中・高等学校において、児童生徒が自ら目標を立て、継続的に取り組む「³¹ 学校版環境ISO」の認証を取得し、体験的・実践的な環境学習に取り組んでいます。

課題

環境問題について関心を持ち、課題解決に向けた実践力を身につけた幼児・児童生徒を育成する必要があります。

学校における環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させていく必要があります。

今後の取組

児童生徒が自ら目標を立て、継続的に取り組む「新学校版環境ISO」の認証取得への移行を促進し、体験的・実践的な環境学習を推進します。

環境教育副読本「徳島市の水と緑」の効果的な活用について引き続き研究し、小学校での環境学習を推進します。

各学校で、環境教育の指導者を養成しつつ、地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に考え、実践できるよう、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を促進します。

理科や社会等教科学習、総合的な学習の時間を活用して、児童生徒の発達段階に応じた放射線に関する学習を行い、放射線について正しく理解できるよう取り組みます。

防災教育の充実

現状

近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする巨大地震及び直下型地震に備え、地震防災・減災対策を講じることは喫緊の課題となっています。

学校の実態に応じた校内防災管理マニュアルを作成して、災害発生時に対応できるようにしています。

教職員対象の防災教育に関する研修会を実施して、指導者の育成を図っています。

各学校においては、子どもたちの生命を守ること、また自らの生命を守る行動がとれる子どもたちを育てることを念頭におき、日頃の防災教育の充実と防災体制の整備を図っています。

課題

日頃の学習活動において防災教育を行う際の教材を作成する必要があります。

地域、関係諸機関との連携をさらに深めていく必要があります。

今後の取組

避難訓練をはじめとした取組から得られた課題を検証して、校内防災管理マニュアルを毎年見直し整備します。

教職員対象の教材開発を含めた防災教育研修会を引き続き実施します。

防災教育を教育課程に位置づけ、普段の教育活動において学年の発達段階に応じた教育実践を推進します。また、近隣の幼稚園や学校、保護者・地域住民等と連携した合同避難訓練を定期的を開催するとともに、消防署や関係機関等の協力を得て、災害発生時における救命講習等を実施します。

魅力ある食育の推進

現状

「教育委員会食育推進委員会」の下部組織である「幼稚園食育研究部会」「学校給食食育研究部会」「小・中・高等学校食育研究部会」「生涯学習食育研究部会」を立ち上げ、取り組まなければならない課題について食育推進に関する指導指針等を作成しています。

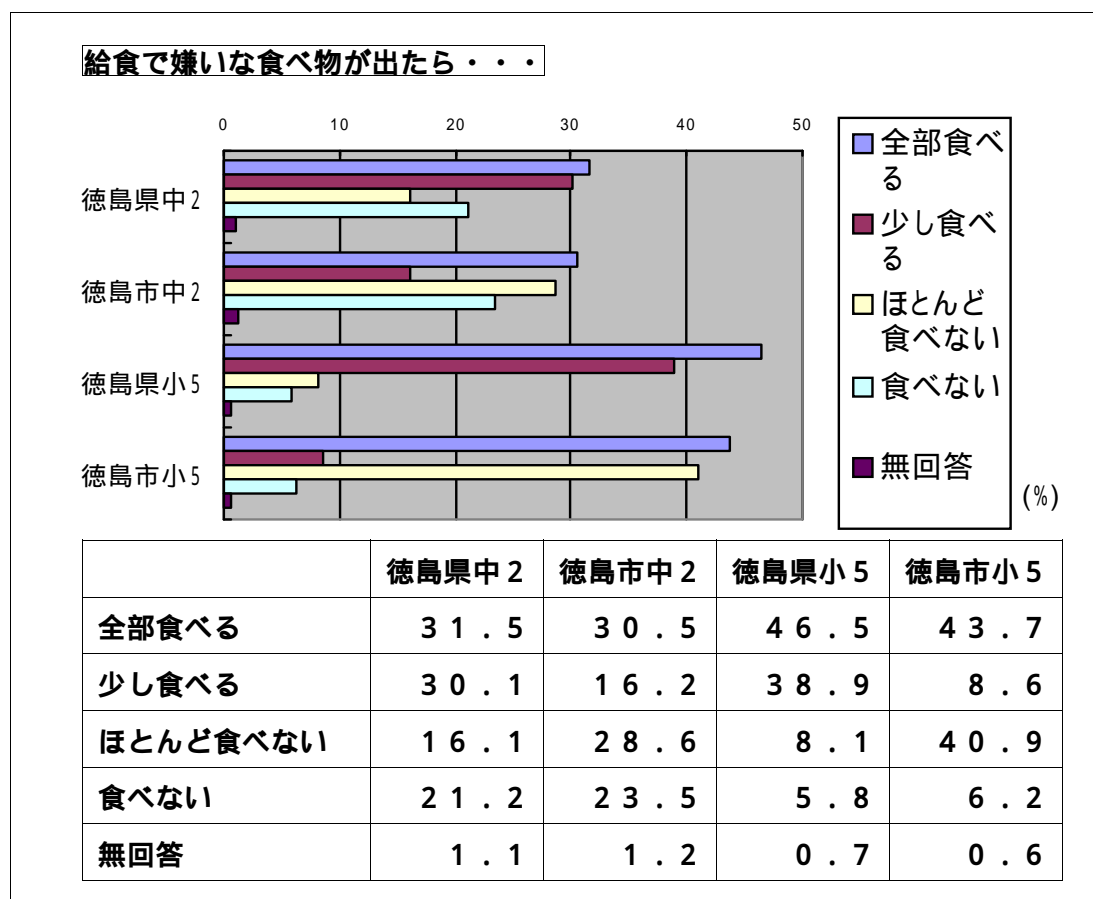
平成22年度から教育委員会に食育コーディネーターを配置し、栄養教諭・学校栄養職員未配置校への食育推進を行うための支援体制を整備しています。

また、食育資料の「食育タイム」を栄養教諭部会で毎月作成して配付することにより、幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた全園・全校の食育推進を支援しています。

「食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、「校内食育推進委員会」を通じて校内体制を整え、アレルギー除去食の提供及び個々に応じた対応を行い、事故防止に努めています。

課題

平成22年度に徳島県が実施した「食に関する実態調査」では、給食で嫌いな食べ物が出たらほとんど食べない子どもたちが、県の平均より高い結果がでています。また、学校給食の残食は、全体的に野菜類、寒い時期の牛乳などが多くなってきており、栄養価、環境面からもその対応が求められているため、望ましい食習慣の形成に向け、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、それぞれの発達段階に応じた指導に一層取り組む必要があります。



平成22年度徳島県「食に関する実態調査」から抜粋

「学校（園）における食育指導ハンドブック〈食に関する指導資料集〉」をさらに活用し、各学校がこれまで地域の特色を生かしつつ個々に行い、蓄積してきた食に関する指導内容や指導方法を共有することが求められています。

「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、事故防止のために、校内体制を整えるとともに、職員のさらなる共通理解が必要とされています。

今後の取組

「幼稚園食育研究部会」「学校給食食育研究部会」「小・中・高等学校食育研究部会」「生涯学習食育研究部会」の4部会の連携を密にして食育推進に努めます。

徳島市の食に関する課題を改善するために、食育パワーアップ作戦として食育授業を実施します。

栄養教諭・学校栄養職員未配置校でのさまざまな取り組みに対し、他校の栄

養教諭が支援できる体制をさらに強化するとともに、幼・小・中・高等学校の全てに食育資料として毎月配付している「食育タイム」の内容をさらに充実させます。

「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、研修の実施や校内支援体制を整え、職員の共通理解を図ることにより、食物アレルギーの事故防止や、発生時の迅速な対応に備えます。

3 信頼される教育環境の実現

「生きる力」を育む学校教育の実現のためには、信頼される教育環境の実現を図る必要があります。³² 学校（園）評議員制度や学校（園）評価システムの充実を図るとともに、地域の教育力を活かした学校づくりを推進します。

また、不審者対策や地震・津波対策などの学校安全・防犯体制の充実や学校施設の耐震化を推進し、安全・安心な学校づくりを進めます。

さらに、教育委員会の活性化や学校の組織改善を進め、教育の組織運営体制の充実を図ります。

教育環境の充実

現状

近年の少子化の影響により、幼児・児童生徒数はやや減少傾向にあり、1学級当たりの在籍数及び学級数では減少の傾向が見られます。

一方、近郊の一部の幼稚園、小・中学校においては、本市の中心部からの人口の移転及び新たな住宅地の造成による市外からの転居等により、幼児・児童生徒数は増える傾向にあり、1学級当たりの在籍数及び学級数では増加の傾向が見られます。

【過去5年間（平成21～25年度）の幼児・児童生徒数増減率からみた分類】

	-40%超	-40～-20	-20～0	0～+20	+20%以上
幼稚園(26園)	3	10	5	4	4
小学校(31校)	0	3	20	7	1
中学校(15校)	0	1	11	3	0

分校は本校に含めている。

課題

幼児・児童生徒数の減少の顕著な幼稚園、小・中学校においては、少人数での教育活動が多く、集団の中で培われる自立心や社会性等の育成に課題があると考えられることから、この克服に向けた取組が求められています。

また、増加傾向にある幼稚園、小・中学校では、学級増による普通教室の不足を解消するため特別教室等を転用するケースがあり、また特別支援学級の増加に伴う、必要教室の確保及び有効利用が求められています。

今後の取組

幼児・児童生徒数の変動による教育環境の変化に対応し、保護者や地域住民からの教育への期待や要望に応えられるよう努めます。

活力ある教育活動を展開していくために、幼稚園では、徳島市立幼稚園再編計画に則り、小規模園の再編を進めます。また、小・中学校では適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高めるため、校区の見直しを含め、学校の再編について検討を行います。

信頼される学校づくりの推進

開かれた学校づくりの推進

現状

地域住民等から学校運営に関する意見を求める学校評議員制度や、学校組織全体を評価し、その結果を保護者や地域住民に向けて公表することで説明責任を果たしていく学校評価制度の取組が各学校において進められています。

保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画していくことが求められており、豊富な知識や経験を持つ地域の人材を生かして、開かれた学校づくりに向けた取組を進めています。

課題

学校評価制度を確立し、³³ 自己評価及び³⁴ 学校関係者評価を積極的に推進するとともに、その結果については、今後の改善方策も含めて広く公表する必要があります。

学校運営に関する保護者や地域住民との連携の緊密化を図り、地域の人材や教育力を幅広く活用し、今後、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を一層推進する必要があります。

今後の取組

学校評価システムの充実を図り、すべての学校が自己評価の実施と結果の公表を行うとともに、保護者や学校評議員等による学校関係者評価についても、積極的に推進するよう努めます。

保護者や地域住民の願いを反映し、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現するために、今後³⁵ コミュニティ・スクールなどを含め、より良い取組の検討を行います。

安全・安心の学校づくり

現状

学校施設は、幼児・児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つことに加え、地震発生時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保のための耐震化の推進は特に重要となっています。

そこで、小・中学校については、平成18年度から補強が必要な校舎・体育館等の耐震補強工事を計画的に実施し、平成22年度には建て替えを予定している建物を除いてすべて完了しています。

また、幼稚園についても、平成22・23年度で補強が必要な園舎の耐震補強工事はすべて完了しています。

平成26年4月1日現在の校舎等学校施設の耐震化率は、小・中学校あわせては98.2%、幼稚園は100%となっています。

学校施設は、その保有面積の7割以上が建築後25年以上を経過しており、老朽化の進行は深刻な状況となっています。

学校施設における防犯対策については、不審者等の侵入を防ぎ、幼児・児

童生徒の学校内での安全を確保することが求められており、そのために必要な門扉・フェンス等の整備や防犯カメラの設置等に取り組んでいます。

課題

校舎等の構造体の耐震化については計画的に実施してきたところですが、天井等の非構造部材の落下防止対策などの耐震化対策についても、今後、重点的に取り組む必要があります。

徳島市における学校施設は旧耐震基準（昭和57年以前）の建物が全体の6割を占め、さらにそのうちの6割（全体の36%）が昭和50年代に建築されているため、今後、同じ時期に財政的・人的にも集中した対応が必要になってきます。

学校施設における防犯対策については、一律の対応ではなく、各施設の諸条件や地域性によって異なった対応が必要です。

今後の取組

東日本大震災の被害を踏まえ、近い将来発生することが危惧されている南海トラフ等の巨大地震に被災した場合など、学校施設は津波避難ビルや地域の防災拠点としての役目を担うこととなることから、老朽化した施設の改築を早期に完了し、学校施設の耐震化率を100%とします。

建物の構造体以外の天井材や照明器具・バスケットゴール・外壁などの落下による重大な事故を防ぐため、非構造部材の落下防止等、耐震化対策に努めます。

学校施設における老朽化対策については、多くの時間と多額の経費を必要とする改築（建て替え）だけではなく、建物の耐久性を高め、長寿命化を目指した改良事業を実施し、施設の再生を図ります。

学校施設における防犯対策については、引き続き学校施設への不審者の侵入を防ぎ、幼児・児童生徒の学校内での安全を確保するための施設改善や、老朽施設の機能改善・バリアフリー化などの教育環境の質的向上を図り、安全で安心な教育環境の整備に努めます。

教育の組織運営体制等の充実

教育委員会の活動状況の点検・評価

現状

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、学識経験者の知見を活用して、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本市では効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、教育委員会の活動状況について点検・評価を実施しています。

課題

点検・評価の項目や指標の設定、学識経験者の知見の活用方法等については、報告を受ける議会や地域住民の意見を踏まえて、積極的に改善していく必要があります。

今後の取組

点検・評価結果に基づき、課題や問題点を分析し、翌年度以降に取り組む施策や事業等の見直し、改善に努めることにより、本計画の着実な実施に役立てるとともに、学識経験者の知見や市民からの意見等を参考に、点検・評価の項目や指標を改善し、より一層市民への説明責任を果たすことができるものとなるよう努めます。また、点検・評価の結果に関する報告書を市のホームページを通じて公表し、活動内容の公開性を高めます。

学校の組織運営体制等の充実

現状

近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学力・体力向上や災害時を含めた安全確保の取組、不登校やいじめなどに対する対応等、学校の抱える課題の多様化・複雑化が進み続けています。

学校の運営管理や外部対応に関わる業務が増大し、教員が子どもたちに接する時間が少なくなっているとともに、授業研究や教材研究等、自己研修の時間を十分に取れない状況にあります。

保護者や地域住民の意見や要望を学校運営に的確に反映し、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めています。

課題

学校の抱える課題を迅速かつ的確に解決するためには、教員の個別的な対応では限界があり、学校を挙げて組織的に対応する必要があります。また、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保するために、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理する必要があります。

学校運営に関する保護者や地域住民との連携等を整備する必要があります。

幼児・児童生徒が、家庭の経済的理由により就学（就園）の機会を奪われないよう支援することが求められています。

今後の取組

校長のリーダーシップのもとに、学校の抱える課題に対して組織的、機動的に対応する体制を整備するとともに、³⁶ 学校組織マネジメントを充実させ、教員が子どもたちに対する指導時間を十分に確保できるよう努めます。

地域に開かれた信頼される学校を実現するために、保護者・地域住民・教育専門家等が、学校運営に参画することについて検討します。

小・中学校における就学援助、幼稚園における保育料の減免及び高等学校における就学支援の制度が適切に実施されるよう努めます。

教員の資質向上

現状

急速に進行するグローバル社会に対応し、世界で活躍する日本人の育成を図るとともにいじめや不登校等への対応、特別支援教育に対する深い理解と実践的指導力、高度情報化社会に向けてのICT活用能力の育成が求められています。

教員の不祥事は社会の信頼を損ねる問題であり、不祥事防止のため校内外において研修を推進しています。

課題

校外における研修の充実だけでなく、日々の実践の中で、個々の意識改革を図ることが重要になっています。

子どもたちの人格形成に直接関わるという重大な職務を担っている教員には、強い使命感と高い倫理観、総合的な人間力が特に求められています。

今後の取組

³⁷ 資質向上プログラムを有効に活用し、教職員一人ひとりが学校教育目標を踏まえ、職務遂行上の目標を明確に設定しその達成を図るとともに、その職務遂行状況を評価することによって教職員の資質の向上や能力の開発に努めます。

指導教諭等を中心に、校内における³⁸ OJTを推進するとともに、各学校の児童生徒の実態や課題を的確に捉えた校内研修の充実を図ります。

また、各校の指導教諭・研修担当教諭が窓口になり、校外の研修機関等との連携に努めます。

教職員一人ひとりが、日々危機意識を持って教育活動に取り組むことによりコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス推進員を中心として校内外での研修を充実させて、コンプライアンスの推進に努めます。

4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であり、尊重されるべきものであります。

しかし、現実には人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が侵害されている実態があります。

このため、これまで長年にわたって推進してきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

学校教育における人権教育の推進

現状

平成14年4月、あらゆる人権問題に対し今後の施策の方向を示した「徳島市人権条例」を制定し、一人ひとりの人権意識の高揚を図りながら、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決に向けて積極的に取り組んでいます。

あらゆる教育活動の場を通して幼児・児童生徒の一人ひとりを生かし、人権尊重の意識を高めるため、人権作文コンクール・人権問題啓発標語ポスターコンクール、教職員研修等を開催し、人権教育を推進しています。

課題

学校教育や就学前教育活動の全体を通じ、幼児・児童生徒のそれぞれの発達段階や地域の実情に即した人権教育を推進してきましたが、知的理解だけでなく、人権への深い配慮がその態度や行動に現われるように身につけていくことが求められています。

自尊感情を高める仲間づくりの手法、保護者や地域との連携を図るために地域へ積極的に出向くフィールドワークをはじめ、ロールプレイや体験的参加型学習の導入、地域文化の掘り起こしを中心とした教材の開発等、学校現場の教職員が同和教育で培われた手法の充実を図ることが求められています。

今後の取組

一人ひとりを大切にせる教育方針のもとで、これにふさわしい学習環境を整えるなど人権尊重を基盤とする教育を展開できるよう努めます。

また、すべての教職員の総意によって作成された、人権教育年間計画に沿った組織的・系統的な人権教育が推進されるとともに、完全実施が図られるように努めます。

教職員一人ひとりが自らの使命の自覚と豊かな人権感覚を身につけ、指導内容や方法についての工夫・改善を図ることができるよう、研修機会の確保や校内研修の充実に努めます。また、人権や人権問題に関する知的理解を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲・態度等の人権感覚の育成に焦点をあてた指導内容の充実が図られるよう努めます。

効果的な人権教育が推進できるよう、学校・家庭・地域の連携、校種間での情報交換のできる場を充実させ、学習教材の開発や発達段階に即した指導方法など多様な学習方法を習得できるように努めます。

社会教育における人権教育の推進

現状

すべての人は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利は誰にも等しく保障されなければなりません。すべての人権が尊重され、相互に共存できる平和で豊かな社会の実現を目指し、本市では、社会教育において、さまざまな人権課題の理解促進と問題解決を図るため、人権に関する多様な学習事業を実施しています。

³⁹ 人権問題学習事業や ⁴⁰ 地域住民交流促進事業など教育・啓発事業に参加する市民も多くみられ、人権尊重社会の構築に向けた意識形成には一定の成果を収めています。

現実の社会においては他者の人権を傷つける事象なども発生しており、今後、人権尊重意識が社会意識として定着し、すべての市民に共有されることを目指し、社会教育を通じた教育・啓発の推進に努めています。

課題

人権尊重意識を社会意識として定着させるためには、市民一人ひとりの意識変革が必要です。計画性のある教育・啓発活動を推進し、学習者の強い問題意識を喚起できるよう努めなければなりません。

学習が一方的な価値伝達に偏るのではなく、学習者の自己教育活動を促進する立場に立って学習活動を推進できる教育・啓発推進者の拡充を図ることも必要となっています。

今後の取組

人権尊重意識が社会意識として広く各市民層に定着することを目指し、社会教育の重要な柱として人権教育・啓発を推進します。

計画性のある学習教材等の情報提供に努めるとともに、公民館をはじめとする社会教育施設間の相互協力、さらには学校・家庭・地域・社会・住民による官民の連携等を一層強化し、それぞれのライフステージに対応した人権教育・啓発に関する各種事業の総合的な取組を展開します。

教育・啓発推進者の拡大と資質向上を図るため、各種講座を開設し、体験型学習などの主体的な学習を実施するほか、啓発活動への積極的な参加を促すなど、実践を通じた力量の向上を図ります。

5 心豊かでたくましい青少年の育成

社会環境の大きな変化が一因となり、家庭及び地域社会の教育力が低下しているとの指摘があります。

このことを踏まえ、次代の社会を担う青少年が心豊かに、たくましく成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となって、青少年の健全育成に取り組みます。

家庭教育の充実

現状

家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など子どもの生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、学校・家庭・地域が相互に連携を図りながら取り組んでいます。

近年、社会は急激に変化し、都市化や核家族化の進行、また地域における連帯感の希薄化などを背景に、家庭や地域における教育力が相対的に低下している状況がみられます。こうしたことの表れとして、子育てへの不安から関係機関への相談件数が増加するほか、児童虐待など深刻な社会問題が発生しています。

課題

本市では、きめ細かな家庭教育支援を実施するため、子育てサポーターリーダー等のボランティアが地域の子育て支援者と連携した家庭教育支援チームを設置し、子育ての悩みやさまざまな課題を抱える保護者に対して情報の提供と相談活動を行っていますが、より充実した活動にしていくために、現状の活動形態や周知方法に加え、教育委員会が刊行する家庭教育情報誌に、関連する記事を掲載するなど、積極的に情報発信に努める必要があります。

学校・家庭・地域の相互の連携強化を図り、家庭教育を地域総がかりで支援する態勢づくりにも努めなければなりません。

今後の取組

よりきめ細かな家庭教育支援を実施するため、これまで実施してきた「家庭教育支援チーム」の活動の見直しを図ることにより、家庭における教育力の向上を支援します。

公民館等の社会教育施設において子育て関連講座を開設し、保護者と子育て経験者が交流する機会の拡充に努めます。

地域密着型生涯学習の場である⁴¹ 地域学遊塾において、子どもと保護者が心の交流を深めるための体験活動を推進し、家族の絆づくりを支援します。

青少年活動の充実

現状

青少年が自立していく過程において、多様な人間関係の中で、さまざまな体験を通して、自ら課題を発見し、解決するという経験ができるように努めています。

昨今、生活様式の変化や地域社会の人間関係の希薄化等を背景に、こうした経験が不足している実態が見られます。

青少年活動を推進するにあたっては、いじめ問題講演会など、全市的な取組とともに、地域コミュニティ等の特性を生かしたワークショップを実施するなど、地域密着型青少年活動を拡充し、すべての青少年が仲間とともに育ち合える教育環境を整えています。

課題

これまで本市では、青少年に対する各種体験活動の場を提供するほか、社会教育関係団体等が実施する青少年活動の支援に努めてきました。その結果、青少年活動への参加者は徐々に増加しつつありますが、その一方で活動を担う指導者層の拡大を図ることが課題となっています。

青少年の自主性・社会性・創造性等の涵養を図るためには、意思決定等の参画を含め、主体的に青少年が活動できる場の充実も図らなければならず、こうした観点から指導者の資質向上に取り組むことも必要となっています。

今後の取組

青少年活動の推進にあたっては、より多くの青少年が参加でき、新しい知識や技術を得るとともに、互いに心身を練磨できる質の高い活動内容を提供できるようさらに努めます。

青少年の活動に対する要望の把握、活動に関する情報の提供、魅力的なプログラムの開発などに取り組めます。

青少年団体をはじめとする各種社会教育関係団体や、地域に根ざして青少年活動を担う団体等との連携を図りながら、指導者層の拡大と資質の向上に努めます。

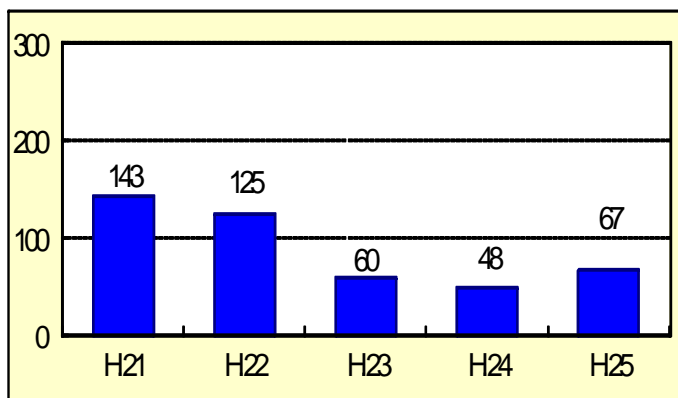
健全育成体制の充実と環境整備

青少年を見守る体制の充実

現状

非行の低年齢化・広域化が問題となっているなか、市内24地区ごとに委嘱している青少年補導員を中心に、各地区における街頭補導活動、非行防止活動、環境浄化活動に取り組んでいます。また、市内26地区の青少年健全育成協議会における健全育成活動や各地域ごとの見守り活動やワークショップによる啓発活動も推進しています。

【街頭補導件数（年次推移）】



男女別状況 (件)

	平成21年度	平成25年度
男子	64	49
女子	79	18
合計	143	67

行為別状況 (件)

	平成21年度	平成25年度
飲酒	0	0
喫煙	122	54
乱暴	0	0
凶器携帯	0	0
たかり	0	0
金品持ち出し	0	0
怠学	1	0
不良交友	6	0
不健全娯楽	1	0
その他	13	13
合計	143	67

年齢別状況 (件)

	平成21年度	平成25年度
12歳以下	0	1
13歳	3	1
14歳	18	6
15歳	30	19
16歳	34	12
17歳	34	17
18歳	22	10
19歳	2	1
合計	143	67

課題

補導件数は減少していますが、青少年の非行の繰り返しや、家庭の教育力の低下などに対応する必要があります。

非行の低年齢化に対応するため、非行少年のみならず、非行につながると思われる行動をする青少年に対して、早期に対応する必要があります。

非行の低年齢化や広域化に対して、さらなる協力体制の構築が必要です。また、非行の要因の一つとしてさまざまな体験の不足が指摘されており、集団で協力して活動する体験の場等を設定することが必要です。

今後の取組

非行の未然防止には学校と家庭の連携が欠かせません。家庭への積極的な啓発活動を実施するとともに、学校と家庭の連絡を密にし、共同して非行防止活動に取り組む体制づくりに努めます。

問題を抱える青少年の早期発見や再非行防止のために、学校・PTA・関係機関・関係諸団体等との情報交換や連携を推進します。

問題行動や非行を起こした青少年やその保護者に対し、学校・家庭・警察・教育委員会等が連携を密にし、指導助言を行い、支援に努めます。また、地

域での見守り活動の充実や、地域を越えた情報の共有等、全市を挙げて地域ぐるみで実施する非行防止活動並びに健全育成活動をさらに推進します。

有害環境浄化活動の推進

現状

情報化社会の進展により、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の普及によるインターネットを利用したトラブルが多発しており、特に、青少年を巻き込む有害サイトや無料通話アプリを使ったネットいじめ問題に対する対策等は急務となっています。

このような問題に対し、警察や関係機関と連携し、学校・PTA・各健全育成団体等の会議等において有効な手段であるフィルタリングソフトの導入を啓発するとともに、最新の情報の収集と提供に努めています。

また、学校において「携帯電話等に関する安全教室」や「薬物乱用防止教室」等を実施しています。

有害環境の浄化活動の一環として、子どもの環境を守っていくため、青少年に有害な図書類を投函できる⁴² 白いポストを市内6箇所に設置し、成人雑誌やDVD等の処理を行っています。

平成20年4月以降、徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき、本市に権限委譲された立入り調査事務をもとに、徳島市環境調査（毎年7月）と称してカラオケ店等の興行営業所・玩具類販売店の立入調査も実施しています。また、有害環境を把握し適切に対応するため、市内各所の図書類販売店・ビデオ販売店等の協力を得ながら、立入調査を実施しています。

課題

ネットトラブル、特に、青少年の非行やいじめ等にかかる問題に関して、教育活動の中で、正しい知識や使い方マナーを習得させる必要があります。

被害防止のため、児童生徒にフィルタリングソフトの導入の指導を推進することも重要であり、保護者への啓発を強化する必要があります。

また、情報機器の発達に伴い増加傾向にあるネット上への個人情報の書き込み等に対し、不適切な書き込みや写真等を発見し、対応するといったネットパトロール活動や青少年に対する指導も継続する必要があります。

携帯電話やスマートフォンについては、家庭での約束事を決めて使用させること（ペアレンタルコントロール）が有効であることから、家庭との連携がさらに大切となっています。

興行営業所等の店舗を閉店したり、新たに開店したりする動きが以前より速くなってきており、常に情報を収集・把握することが環境浄化活動の大きな課題となっています。そのため、広く市民の協力を得て、定期的な確認活動等を展開する必要があります。

また、徳島県青少年健全育成条例の罰則も強化され、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となった健全育成活動の充実が求められています。

今後の取組

フィルタリングの設定やウイルス対策、ペアレンタルコントロールに関して家庭へ啓発し、協力を得られるよう啓発活動を推進します。

非行防止、安全対策につながるよう、警察や関係機関から最新の情報を得て啓発活動を推進し、各校・各団体等が積極的に連携し、青少年を有害環境から守るよう努めます。

青少年の健全な育成を阻害する有害図書等を回収・廃棄することにより、子どもの目に触れさせない環境づくりを継続・発展するとともに、広く市民に広報し、協力を得ながら環境浄化活動を推進します。

学校・警察・地域の協力のもと、市内全図書取扱店、カラオケ店等の興行営業所・玩具類販売店等の状況を調査し、徳島県青少年健全育成条例の趣旨を説明し、遵守いただくよう改善要望を継続していきます。

地域における安全の確保

現状

近年、子どもの安全・安心の確保は、ますます重要な課題となってきました。幼稚園、小・中・高等学校に対し、不審者に関する情報の提供を依頼し、情報の集約に努め、状況に応じ、各園・各校をはじめ、関係機関など市内の諸施設に情報を発信し、注意喚起を促しています。

平成18年4月からは、徳島市ホームページに不審者情報を掲載し、学校関係者はもちろん、広く市民への情報提供に努めています。

また、不審者等の抑止効果と子どもに安心感を与えるため、定期的に巡回パトロールを実施するとともに、より効果的に地域ぐるみの安全体制の整備を図るため、平成18年度より、市内全地区に安全ボランティアを組織し、地域との連携による安全確保を図っています。

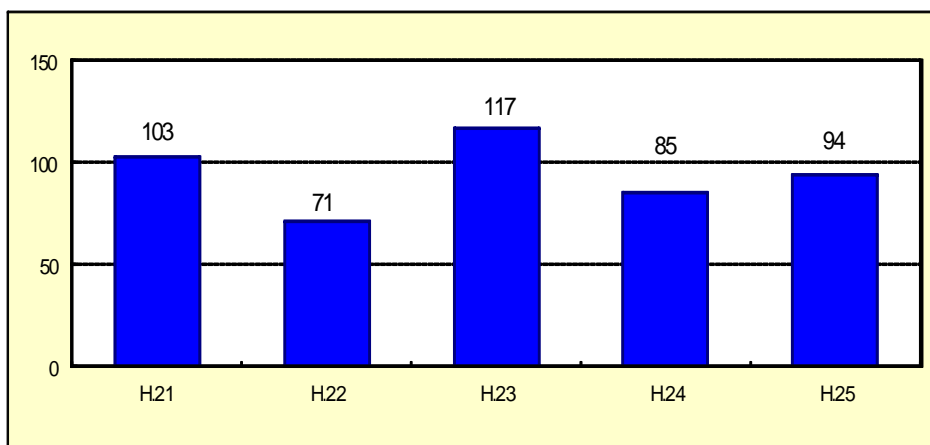
通学路の安全を確保するため、平成16年度に中学校区、平成24年度には小学校区の通学路の実態調査や安全点検を実施しており、あわせて、交通事故についての資料配布や交通安全教室など交通安全施策と啓発活動に努めています。

また、水難事故防止のために危険水域などを調査し、標柱を作製・設置し、水泳期間中は小・中学校と連携して河川パトロールも実施しています。

小学校を中心に、学校毎に校区の交通安全・災害・不審者等に関する情報を書き入れた安全マップを作成し、安全意識の高揚に役立てています。

全国的に子どもを巻き込む事件が多発していることから、警察によるパトロールの強化や誘拐防止教室の実施、関係諸団体による青色回転灯搭載車パトロールの実施、市民の協力による「子ども110番の家」等、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。

【不審者等の報告件数（年次推移）】



内容別状況 (件)

	尾行	声かけ	露出	接触	盗撮	その他	合計
平成21年度	19	32	17	17	10	8	103
平成25年度	19	23	15	22	7	8	94

課題

学校と地域住民・関係機関等との連携と協力体制の強化を図りながら、子どもの登下校時や地域活動等の中での安全確保に努め、安全・安心な生活環境をつくることますます重要となっています。

子ども自身の危機回避能力を高めるため、保護者・地域・警察等と連携し、各校で防止対策を進めることも重要となっています。また、校区安全マップの作成に子どもを参加させるなどの工夫の必要性も挙げられています。

交通事故の被害者として、全国的に交通弱者といわれる子どもや高齢者の割合は高止まりしており、本市においても、小・中学生の交通事故の発生率は、高い割合で推移しています。その対策として、平成18年度より、通学路の安全確保を図るためスクールガードリーダーによる地域の巡回指導や地域で活動しているボランティアの方への指導も行っていますが、その活動を充実させていく必要があります。

各校では、安全教育の推進に努め、保護者・地域の協力を得ながら交通指導等、子どもの安全を守る活動に取り組んでいますが、道路事情も年々さまざまに変化しており、状況の変化に対応した安全指導の必要性が指摘されています。

東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域の連携を深め、発災時の協力支援体制の構築等、地域における安全対策の充実を積極的に推進していく必要があります。

今後の取組

各校・警察との連携はもとより、広く市民と情報が共有できるよう、広報活動を工夫し、さらに研修の機会を提供しながら、関係機関、団体、各地域ボランティアと連携強化を進めます。

犯罪抑止効果や危険箇所発見のための巡回パトロールを実施し、全市を挙げての安全・安心なまちづくりを推進し、子どもの安全確保に努めます。

安全・安心な環境づくりにおいて、児童生徒の視点に立ち、通学路の交通安全施設等の点検・調査や危険箇所の確認を行い、それぞれの担当機関に改善を求めるとともに、各校における安全指導に反映します。

校区の状況に応じた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を校内研修等に活用していきます。

いじめ・不登校問題への対応

啓発活動の推進

現状

社会環境の大きな変化により、非行・いじめ・不登校・ひきこもりなどが深刻な問題となっており、自立の遅れや規範意識の低下、協調性の欠如なども指摘されています。

平成24年度における本市のいじめ認知件数は162件、不登校の児童生徒数は251人であり、児童生徒のいじめや不登校は、依然として憂慮すべき状況にあります。

また、平成25年9月には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月には、「いじめ防止基本方針」が策定されました。

これまで、いじめは決して許されない行為であり、どの子にも、どの学校にも起こりうるものであるという認識のもと、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、さまざまな取組を行ってきました。

これらのことを受け、本市では、平成26年3月に「徳島市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの根絶のための取組を推進しています。

課題

いじめや不登校等の児童生徒の諸問題に対し、未然防止のための学校内体制を確立するとともに、早期に適切な相談・支援ができる体制を充実させ、また啓発活動を推進し、学校・家庭・地域や関係機関との連携に努め、すべての大人が一体となった取組をさらに進める必要があります。

また、きめ細かな相談・支援体制の充実を図るうえで、専門機関や警察・関係諸機関とのさらなる連携強化を進めることも重要な課題です。

いじめ・不登校問題に対し、すべての人が関心を持ち、その根絶に向けて取り組めるよう、さまざまな機会を利用し、啓発活動の充実を図っていく必要があります。

今後の取組

いじめ・不登校問題に対し、未然防止・早期発見・早期対応するために、各学校や関係機関との情報交換を大切にし、連携した取組を進めます。

校内・校外の相談窓口の周知徹底を図り、多様化する諸問題に対し、適切な相談活動が行えるよう、専門機関との連携の強化・充実を図ります。

地域青少年健全育成協議会の活動に、いじめ・不登校問題についての内容を組み込み、継続的な取組が可能となるよう体制の整備・充実を図ります。

平成26年に策定した「徳島市いじめ防止基本方針」及び平成25年度に全面改訂した「いじめをなくすために」（教師用指導資料）を学校等に配付し、学校を中心とした地域が一体となったいじめ問題への対応のさらなる推進と啓発を図ります。

相談・支援体制の充実

現状

徳島市青少年育成補導センター内に設置している「相談ホットライン」では、いじめ問題だけでなく、あらゆる悩みに対して、第一次相談窓口として、専門相談員が相談にあたっています。

来所相談、電話相談等の相談活動の充実を図るため、平成19年度からは、従来の午後4時までだった相談時間を午後6時まで延長し、新たに土曜日の午前中も開設するなど、その拡充に努めています。

平成25年度の相談件数は247件で、進路・学業問題・いじめ・人間関係など、幅広い分野で相談を受けています。

⁴³ 徳島市適応指導推進施設内に配置している教育相談員が、来所相談・電話相談・メール相談及び訪問相談を行うことにより、保護者と教師の悩みや不安の軽減・解消を図っています。

また、同施設内には、不登校の児童生徒を支援するための⁴⁴ 適応指導教室「すだち学級」を開設し、学校・家庭・関係機関と連携して学校復帰・社会的自立を目指しています。

小・中学校の適応指導担当者を対象に適応指導担当者研修会を開催しています。不登校児童生徒や保護者へのカウンセリングと個別指導のあり方等について研修を行っています。

新たな取組としては、不登校の未然防止のために小・中学校において、⁴⁵ Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施しています。その結果を十分に活用するための講演会や研修会も開催しています。

課題

非行や不登校問題も含め、青少年の問題は、多様化、複雑化しており、ますます教育相談の充実が求められています。

そのため、専門的知識を有する教育相談員の資質向上と人材確保、また、相談しやすい環境づくりの充実が必要となっています。

不登校の原因は複雑で、問題解決に時間がかかり長期の不登校になるケースも見られます。学校復帰のみならず適応指導教室への通級も難しく、自宅や自室にひきこもりがちな子どももいます。そのような児童生徒一人ひとりに応じた対応をするとともに、不登校を未然に防止するための方策を探っていくことが求められています。

今後の取組

一人でも多くの青少年や保護者の悩みに対応できるよう、電話相談についての周知に努めます。また、「いじめ問題」等、緊急性のある問題については、学校等と連携し、迅速に対応します。

また、教育委員会内に設置した「いじめ問題等対策チーム」を中心に、いじめ問題解決に向けた施策の推進や支援体制の再確認と充実を図るとともに、平成25年度に全面改訂した、「いじめをなくすために」（教師用指導資料）を学校で活用し、各学校と連携した取組をさらに進めます。

学校・家庭・関係機関との連携を深め、不登校の児童生徒が適応指導教室への通級や訪問型支援（学生メンタルサポーター派遣事業）を受けられるように、一層の広報と啓発を進めていきます。

6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興

これまで多様なイベント等の開催、さらには体育施設の充実を図るなど生涯スポーツ・レクリエーションの普及に努めてきました。その結果、体育施設の利用も年々増加を続けるなど、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション意識が着実に根付いてきています。

今後は、行政だけでなく、民間事業者や大学などとの積極的な連携を図りながら、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供や指導者の育成、地域に根付いたスポーツクラブの育成などに努め、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを進めることが求められています。

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進

社会体育指導者の養成

現状

社会体育指導者を養成する機会として、国、県及び県体育協会からの各種研修会開催案内を各指導者に情報提供しています。また、市主催の研修会では、話題となっているテーマが題材となるように計画し、指導者の資質の向上を図っています。なお、地域に埋もれている人材を発掘するため、社会体育指導者の講習会等も開催しています。

課題

これからの指導者には、社会が期待する要件が厳しくなるため、柔軟な対応と幅広い知識が必要になっています。ところが、各種研修会への参加者は少数です。

少子高齢化に伴い、指導者の高齢化も進んでいます。

今後の取組

研修会への参加が、指導者の負担にならないように、市主催の研修会については、工夫して計画します。

地域に埋もれている指導者としての人材を発掘するため、一般市民を対象とした社会体育指導者の講習会・研修会を開催し、指導者の確保に取り組めます。

地域スポーツ・レクリエーション団体へのスポーツ・レクリエーション活動の啓発及び情報提供

現状

地区体育協会、各種スポーツ・レクリエーション団体に対して、さまざまなイベントや助成制度についての情報提供を行っています。

地域スポーツの核である地区体育協会が活性化するように、各体育協会が行うスポーツ振興のための事業への支援を平成23年度から3年間実施したところ、新たな取組を始めた地区体育協会もありました。

また、レクリエーション協会に対しては、加盟団体が行う事業への後援や情報提供を行っています。

課題

利用者の利便性の向上を図るために、インターネット等の利用によるスポーツ施設の申込みやスポーツ用備品の貸出等の情報処理及び伝達の環境整備に努める必要があります。

地区体育協会に対して、地域住民の誰もがスポーツに参加できる体制が確立できるように啓発活動や支援を実施していますが、活動の活発な地区と活発でない地区の二極化が進んでいます。

今後の取組

地区体育協会やレクリエーション団体に対して、各種スポーツ・レクリエーション事業に対する助成制度の情報提供や啓発を（一財）徳島市体育協会と連携を図りながら推進します。

スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

多様なイベントの開催

現状

老若男女を問わず気軽に参加できる市民スポ・レクフェスティバル等のイベントやスポーツ教室を開催し、すべての市民がスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供しています。

平成25年度から、徳島市外6市町による新たな「徳島東部地域ニュースポーツフェスティバル」を共同開催したくさんの方々の参加をいただける大会となっています。

教育委員会は、主催者の一員として、多くの市民ボランティアの協力をいただき「とくしまマラソン」を開催し、ランナーが日頃の練習の成果を発揮する機会を提供しています。

【とくしまマラソン参加者数】

(人)

		2012大会	2013大会	2014大会
エントリー 者数	県内	7,557	7,151	7,088
	県外	3,500	3,902	4,633
	合計	11,057	11,053	11,721
出走者数	男性	7,268	7,399	7,921
	女性	2,257	2,395	2,452
	合計	9,525	9,794	10,373
完走者数		8,031	9,197	9,676
完走率(%)		84.3	93.9	93.3

課題

行政が企画するスポーツイベント以外に、市民が主体的に参加できるような地域スポーツの環境整備が求められています。

市民のニーズに沿い、気軽に参加できる種目を導入した多様なイベントを企画し、運営をする必要があります。

今後の取組

地域に着実にスポーツが根付くように、スポーツ推進委員の指導によりスポーツの普及活動を継続していきます。

各競技スポーツ団体及びレクリエーション団体と連携を図りながら、市民のニーズに応じたイベントになるように努めます。

高度なスポーツ・レクリエーションに触れる機会の提供

現状

既存の体育施設で可能な全国規模のスポーツ・レクリエーション大会を指定管理者と連携を図り誘致しています。

徳島市で開催される全国規模のスポーツ・レクリエーション大会は、少数の種目に限られており、開催される大会数も少ない状況です。

徳島県内では、Jリーグのプロサッカーや独立リーグの野球を観戦できる環境にあります。

課題

徳島市の体育施設でプロスポーツや全国規模のスポーツ・レクリエーション大会を開催できるような施設の整備が求められています。

全国規模の競技大会の招致に向けて、より積極的に取り組むことが求められています。

今後の取組

現状では、新たな体育施設を建設する計画はないため、当面は、耐震改修工事を推進し、安全・安心な環境で大会が開催できるように整備に努めます。

各競技団体や指定管理者に協力を得ながら、全国規模のスポーツ・レクリエーション大会が開催できるように努めます。

スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

現状

近年の健康志向の高まりに伴い、子どもから高齢者まで、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの重要性が再認識され、日常生活の中にスポーツやレクリエーションを取り入れて健康で豊かなスポーツライフを楽しむ人々が増加しています。

このため、各地域の小・中学校の運動場並びに体育館を夜間や休日に一般市民に開放するとともに、体育施設の耐震補強工事に着手するなど、利用者の安全確保や利便性の向上を目的とした、施設整備を実施しました。

課題

年齢や性別を問わず、誰もが身近にスポーツやレクリエーションに親しむことができる施設のさらなる整備が求められています。

施設の老朽化が著しいため、年々維持管理費が増大しており、また利用者からは、建替えや改修工事の実施を望む声が多く寄せられています。

今後の取組

市民が身近にスポーツ・レクリエーションに親しめる施設として、小・中学校の体育施設を開放し、市民に情報提供するとともに、地域に点在する社会体育施設の特性を活かした施設の整備に努めます。

耐震化事業を継続、推進するとともに、施設の長寿命化を図るための修繕計画を策定し、より安全で快適な利用環境の整備に努めます。

7 郷土の遺産である文化財の保存と活用

文化財は地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない市民共有の財産であり、文化の向上、発展の基礎を成すものであるため、将来にわたり、適切な保存・継承が必要です。

また、文化財の本質的な価値を明らかにし広く周知することは、地域の文化環境を高め、市民が地域の理解を深めるとともに、郷土に誇りをもち、豊かで活気のある地域社会の実現につながります。

近年、文化財は学校教育、社会教育、観光、まちづくりに供する地域資源として重要な役割を担っています。これまでの文化財に対する固有価値の中から新しい価値を発見し、社会全体に還元することによって、人々が歴史・文化に親しみ、多彩な文化に触れる機会を充実することが重要です。

文化財の保存と活用の推進

現状

本市には、四国八十八箇所霊場に代表される多くの寺社や、国の重要無形民俗文化財である阿波人形浄瑠璃など、徳島の歴史と文化を育んだ有形・無形の個性的な文化遺産が数多く残されています。

これらの歴史・民俗・美術などの有形・無形の文化遺産の保存・活用を図るため、文化財としての指定や調査を進めています。

重要文化財や史跡に指定された文化財は、専門的な立場からの価値の特定や価値を構成する要素の抽出により保護が図られてきましたが、一般の人々からは身近に感じられず、近寄り難い印象を持たれている面もあります。

現代社会では核家族化や情報化の急速な進展に伴い、ふるさと意識が薄れ、地域の歴史を学んだり伝統文化に接したりする機会が少なくなっているのが現状です。

課題

地域を象徴し⁴⁶ 地域アイデンティティーの重要な要素である文化財の保存と活用を社会全体で支援していくためには、魅力的なかたちでわかりやすく人々にその価値を提示していくことが欠かせません。そのためには、文化財を単体として保存・活用するのではなく、一定のテーマのもとに文化財をその環境を含めて総合的に捉え、まちづくりや地域の活性化に生かしていく視点が必要です。

多くの市民が郷土のすばらしさを実感でき、とりわけ、将来を担う子どもたちがふるさとに誇りを持てるよう、郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、継承・発展させていく必要があります。

今後の取組

文化財の適切な保存と活用を行うためには、地域の人々の積極的な関わりが必要です。そのため、文化財保護のボランティア活動に参加してもらう取組が有効であり、文化財と一般の人々をつなぐ人材の育成を継続します。

まちの個性や魅力を創り出す文化資源としての重要性に着目し、市民やN P

〇による文化財の保存と活用を促進します。そのためには、文化財保護に関わる人々とまちづくりに関わる人々を組み合わせ、総合的に展開していくことが必要とされ、コーディネートの機能を担う人材や組織との協働を図ります。

学校と地域が連携し、子どもたちがふるさとの自然、歴史、生活文化を学ぶ機会を増やし、地域の伝統文化への理解を深め、多くの伝統行事に触れあう機会を充実させることにより後継者の育成を図ります。

文化財に親しむ機会の充実

現状

本市では、徳島城博物館、考古資料館、天狗久資料館において、人々が文化財に親しみ、地域への理解を深められるよう、それぞれが特色ある講演会や講座、各種イベント等の事業を展開し、徳島の歴史や文化の情報をわかりやすく提供することに努めています。

文化財に指定された建造物や庭園など、文化財に対する理解を深め、歴史・文化を体感することができるように見学会や研修会を開催し、市民への周知・拡大を図っています。

課題

文化財の魅力を人々に伝えることができるよう、文化財の効果的な公開・活用を積極的に推進する必要があります。

文化財公開施設については、さまざまな性格を持つ施設が連携して一定のテーマに基づく展示を推進し、広域的に連携した取組によって、地域の歴史への理解を促進する必要があります。

今後の取組

人々が文化財に親しむきっかけをつくるために、文化財の公開・活用において、文化財の本質的価値だけにとどまらず、人々のより身近なもの組み合わせることや生活との関わりに着目して公開・活用の仕方を工夫することで、文化財と親しむ機会の拡大を図ります。

徳島の歴史や文化の魅力を効果的に情報発信し、人々の多様な知的欲求に対応できる施設の運営に取り組みます。

文化財に親しむ機会の充実にあたっては、特に、子どもたちをその重要な対象として位置付け、子どもたちに地域の歴史や文化を教えるために、文化財は優れた教材となることから、学校教育との連携を進め、子どもたちが、いつでも、どこでも学べる環境づくりを促進します。

第4章 推進体制

1 役割分担及び連携

本計画に示した方向に沿った施策を総合的かつ具体的に推進していくうえで、教育委員会が総合調整機能を発揮し、市長部局も含めた関係者間の連携・協働を促進することが重要となります。

また、個別の施策実施にあたり、学校、地域及び家庭の役割を明確にするとともに、相互の活動がより効率的・効果的に推進されるよう努めます。

2 進行管理

今回の計画は、今後5年間の取り組むべき方向性について示すものであることから、本計画に基づいて本市教育の振興に取り組みますが、一方で、急速に変化する社会情勢のなかで、対応すべき教育課題も日々刻々と変化していくことが見込まれます。そのため、この計画の期間内においても、毎年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく点検・評価を行う中で、必要に応じて適時適切に新しい教育課題に対する検討を進めるなど、迅速かつ的確な対応を行っていきます。

参 考

1 用語解説

【¹ ICT (= Information and Communication Technology)】...P1

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉である。

【² 学校教育】...P2

学校教育法では、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されており、本教育振興基本計画での学校教育は、本市の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育のこととしている。

【³ ソーシャルメディア】...P4

ブログやSNSなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称である。

【⁴ 教育要領・学習指導要領】...P14, P16

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた教育課程や保育内容の基準。幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領がある。学習指導要領は、戦後すぐに試案として作られたが、昭和33年に現在のような大臣告示の形で定められた。それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されており、現在の学習指導要領は、幼稚園、小・中学校は平成20年3月、高等学校、特別支援学校は平成21年3月に告示されたものである。

【⁵ 子ども・子育て支援新制度】...P14

子ども・子育て関連3法「子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関係法律の整備法」に基づく制度で、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的としている。

【⁶ 預かり保育】...P15

保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難である幼稚園児に対し、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間に、幼稚園の管理下において子育てを支援する教育活動。

【⁷ ティームティーチング】...P16

複数の指導者が協力し合って、児童生徒を教えること。

【⁸ 市高レインボウプラン】...P17

生徒が自らの将来に向け主体的に進路を考えることを目指して平成13年度から始められたもので、幅広い社会認識や多様な価値観をもとに個々の判断能力を育成し、将来を構想する力を身につけることを目標としている。

1年次を調査の年、2年次を行動の年、3年次を実現の年と位置づけ、講演会や説明会、企業や大学等での体験学習、希望進路別グループによる調査研究活動、進路実現のための実力錬成等、進路選択の段階に応じて用意された学習活動を進めていくことで、生徒一人ひとりが「今の自分」と「未来の自分」をつないでいくキャリア教育プログラムである。（【²⁸ キャリア教育】参照）

【⁹ PFI (= Private-Financial-Initiative)】...P17

社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に当たって、可能な限り民間の資金や経営方法を取り入れる手法。

【¹⁰ ALT (= Assistant Language Teacher, 外国語指導助手)】...P18

本市では、徳島県が総務省、外務省及び文部科学省の協力の下に実施している「語学指導を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を通して、外国語指導助手を雇用している。

【¹¹ 道徳教育】...P20

道徳の時間（年間35時間）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、（外国語活動）、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮した、計画的、実践的な取り組み。

【¹² 私たちの道徳】...P21

文部科学省が道徳教育用教材として作成したもので、「心のノート」を全面改訂したものであり、平成26年度から各小・中学校に配布された。児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして作られている。

【¹³ 豊かな体験活動】...P21

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと直接ふれあうさまざまな体験の機会が乏しくなっている。

このような状況を踏まえ、平成13年7月、学校教育法等の改正が行われ、小・中・高等学校等において、教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実が求められている。

具体的な事例としては、ボランティア活動など社会福祉、勤労生産、自然、職場や就業、文化や芸術、交流等に関わる体験活動である。

【¹⁴ 異年齢の子どもたちとの交流】...P21

小学校低学年（1・2年生）が生活科で、保育所・幼稚園の園児と交流したり、たてわり班活動として、全学年を縦割りにした異学年交流を行ったりしている。

【¹⁵ 自然の中での集団的宿泊訓練】...P21

少年自然の家宿泊学習を通して、規律・協同・友愛・奉仕の精神を養うとともに、自主的・自律的な生活態度を育て、自然に親しむ心や自然に対する畏敬の念を培うことを目的として実施している。

毎年、小学校5年生が活動を行っているが、小規模校では4・5年が合同で行っているケースもある。主に牟岐少年自然の家での活動が多い。

【¹⁶ ボランティア教育】...P22

平成13年に「学校教育法」や「社会教育法」が改正され、小学校をはじめ中学・高校・大学においても、学校教育と社会教育の双方が相まって、子どもの多様なボランティア活動の機会を充実することが明確にされた。加えて、学習指導要領においても、ボランティア活動などの体験活動をより一層充実させていくことが求められている。

子どもが社会の構成員としての規範意識や、他人を思いやる心などの「豊かな人間性」を育てていくために、発達段階のニーズに応じた多種・多様なボランティア活動が求められている。

【¹⁷ 郷土を誇りに思う心】...P22

本市・本県の恵まれた自然や豊かな郷土の文化、歴史、産業、思いやりに満ちた人情など、全国に誇ることができるかけがえのない財産についてよく知り、そこから学ぶことにより、徳島を誇りに思い、郷土や社会の発展のために積極的に行動できるとともに、国際的視野に立って行動できる人を育むことを目指している。

【¹⁸ 長時間勤務労働者】...P25

正規の勤務時間を超えて行った時間外勤務の時間数が、次の基準に当てはまるものを産業医等の面接指導の実施基準と定め、長時間勤務労働者としている。

- ・ 1ヶ月の時間数が80時間を超えたとき
- ・ 1ヶ月の時間数が60時間を超えた月が3月以上連続したとき
- ・ 1ヶ月の時間数が30時間を超えた月が6月以上連続したとき

【¹⁹ インクルーシブ教育システム】...P27

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（一般的な教育

制度)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

【²⁰ 特別支援学級】...P27

特別支援学級は、小・中学校に障害の種別ごとに置かれる小人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

【²¹ 通級による指導】...P27

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(²⁵ LD)、注意欠陥多動性障害(²⁶ ADHD)などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態である。

【²² 徳島市教育支援委員会】...P27

徳島市に在住する障害のある幼児・児童生徒について、教育学・医学・心理学等の専門家の意見をもとに、学びの場(特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等)や望ましい教育支援について協議する。

【²³ 個別の教育支援計画】...P27

障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、中・長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として保護者が作成・活用するもの。徳島市では「相談ファイル~れん~」のこと。

【²⁴ 引継シート】...P27

特別な支援を必要とする子どもが、就学時や中学校進学時に連続・連携した支援を受けられるように、在籍幼稚園、保育所、小・中学校と保護者が協力して作成しスムーズな引き継ぎに活用しているもの。

【²⁵ LD (= Learning Disabilities, 学習障害)】...P28

LDとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

【²⁶ ADHD (= Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder, 注意欠陥多動性障害)】...P28

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

【²⁷ 英語活動サポーター】...P31

徳島市が、英語に堪能な地域人材や、英語について学んでいる大学生から募集し、希望のある市内の公立小学校に派遣しているボランティアである。小学校英語活動や国際理解教育の時間に、担任の指導補助にあたる。

【²⁸ キャリア教育】...P31

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

【²⁹ 環境教育】...P32

国際的な環境教育の流れは、環境問題をテーマにした初の国際会議である「国連人間環境会議」（1972年ストックホルム）から始まる。

環境教育とは、環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことである。人間の全体に関わる問題として、学校以外でも様々な活動が行われている。特に、平成13年度から全ての学校で始められた総合的な学習の時間で、学校の実態に応じた学習活動が行われている。

総合的な学習の時間では、横断的・総合的な課題として環境教育が取り上げられることが多い。

【³⁰ 環境教育副読本「徳島市の水と緑」】...P32

小学生を対象とし、本市教育委員会が作成する環境教育用副読本。徳島市内の眉山や吉野川をはじめとする身近な「水と緑」に焦点を当て編成している。さまざまな体験を通して自分たちの住む徳島市が、豊かな水と緑に恵まれていることに気づかせるとともに、環境教育を自分たちの問題として考え、美しく住みよいまちづくりに積極的に取り組もうとする実践的な態度を育てることを目的としている。

【³¹ 学校版環境ISO】...P32

児童生徒・教職員が一体となった継続的、かつ自立的な環境保全活動。ISO14001等の環境規格を参考に、子どもたちが自ら目標を立て成果をチェックする方法で、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む活動を推進するもの。平成24年度より、活動を家庭や地域へ広げた「新学校版環境ISO」へ順次移行している。

【³² 学校評議員制度】...P36

開かれた学校づくりを進めるため、当該学校の職員以外の市民で、教育に関する理解及び識見を有する人のうちから選任された学校評議員の意見を学校運営に反映させる制度。本市では平成13年度から設置し、平成21年度以降はすべての学校に設置されている。

【³³ 自己評価】...P37

校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、あらかじめ設定した目標や具体的計画に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さについて評価を行うもの。

【³⁴ 学校関係者評価】...P37

保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者など外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じ、自己評価結果を踏まえて評価を行うもの。

【³⁵ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）】...P37

保護者や地域住民が、一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参加することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるもの。平成26年4月1日現在で、本県では美波町の伊座利小学校、由岐中学校伊座利分校、つるぎ町の半田小学校、半田中学校、東みよし町全小・中学校の6校、計10校が指定されている。

【³⁶ 学校組織マネジメント】...P39

学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標や学校運営の改善・改革を達成するために、学校内外の能力・資源を開発・活用し、学校組織を求める目標に向かって効率的・効果的に機能させるため調整する過程（活動）。

【³⁷ 資質向上プログラム】...P40

徳島県立学校教職員及び小・中学校に勤務する県費負担教職員の資質向上に資するプログラム。年度当初に、学校目標を踏まえ職務遂行上の年間目標等を設定し、校長等の指導助言や所属組織の支援を得て、その達成を図るとともに、年度末に、その達成状況及び評価指標と照らした職務遂行状況を評価することにより教職員の育成及び能力開発、学校組織の活性化をめざしている。

【³⁸ OJT（= On-the-Job Training）】...P40

職場内で実施される研修。

【³⁹ 人権問題学習事業】...P42

すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・社会教育関係団体等が実施する人権問題に関する学習活動を支援する事業。

学習テーマは、「子どもの人権」「高齢者の人権」「同和問題」「在日外国人の人権」「ハンセン病回復者の人権」「障害者の人権」「インターネットによる人権侵害」など多岐にわたっており、毎年5,000人ほどの参加者がある。

【⁴⁰ 地域住民交流促進事業】...P42

すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、市内在住のさまざまな人の相互理解と社会参加を促進するために実施する交流活動を支援する事業。

主な活動内容は、「交流学習会」「小集団研修」「人権コース」などがある。

【⁴¹ 地域学遊塾】...P43

子どもの自主性・創造性・社会性等の涵養を図るため、身近な教育資源を活用し、自然体験、文化交流体験、社会活動体験などを各地区公民館等で実施する生涯学習事業で、毎年、大人と子どもを合わせて8,000人ほどの参加者がある。

【⁴² 白いポスト】...P46

有害環境の浄化を目的として、青少年に悪影響を与える可能性のある雑誌・写真集・漫画・ビデオ・DVD等を回収するために設置した回収箱。

昭和39年5月に初めて設置し、平成26年4月現在では、徳島駅・佐古駅・蔵本駅・吉成駅・二軒屋駅・地蔵橋駅の6箇所に設置し、運用している。

【⁴³ 適応指導推進施設】...P50

不登校状態にある児童生徒の教育相談や保護者支援、適応指導教室「すだち学級」通級生への支援など、学校復帰及び社会的自立に向けて総合的な支援を行っている施設。本市の当該施設は、徳島市上吉野町3丁目38番地に設置、運営されている。

【⁴⁴ 適応指導教室】...P50

不登校状態にある児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、児童生徒のカウンセリング、集団生活への適応指導、学力補充等を組織的・計画的に行っている教室。本市の当該教室は、徳島市適応指導推進施設内に設置されている。

【⁴⁵ Q - U (= Questionnaire-Utilities)】...P50

Q - Uとは、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」のこと。子どもたちの学級生活での満足感と意欲、学級集団の状態を質問紙によって測定し、その結果から子どもたち一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と学級経営の方針をつかむことができる。

【⁴⁶ 地域アイデンティティー】...P56

住民の、地域に対する帰属意識や愛着、誇りなどのこと。地域に存在する文化財は、学術的な価値のみならず、こういった意識を育てる要素のひとつとしても重要であると言われている。

2 徳島市教育振興基本計画（第2期）策定の経緯等

徳島市教育振興基本計画（第2期）策定の経緯

年 月	実 施 項 目
平成25年 4月	徳島市教育振興基本計画（第2期）策定検討委員会設置 （以下：検討委員会） 第1回 検討委員会 ～計画の方向協議と作業部会委員の推薦依頼～
5月	第1回 徳島市教育振興基本計画（第2期）策定作業部会 ～第1期の成果調査と第2期素案作成依頼～ （以下：作業部会）
8月	第2回 作業部会 ～素案内容の中間協議～
11月	第3回 作業部会 ～素案内容の修正協議～ 徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会 公募委員募集
平成26年 1月	第2回 検討委員会 ～素案の策定、策定委員会委員推薦～
4月	第3回 検討委員会 ～前年度の引き継ぎ～
6月	徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員の委嘱・決定 第1回 徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会 第4回 作業部会 ～設立・諮問及び素案説明～（以下：策定委員会）
7月	第4回 検討委員会 第2回 策定委員会 ～素案前半部分の検討～ 第5回 作業部会
8月	第6回 作業部会
9月	第7回 作業部会 第5回 検討委員会 第3回 策定委員会 ～素案後半部分の検討～ 第8回 作業部会
10月	第4回 策定委員会 ～計画案の中間取りまとめ～ 第9回 作業部会
12月	市長・議会への中間報告 ～パブリックコメント実施伺い～ パブリックコメント実施（12月下旬～1月下旬）
平成27年 1月	パブリックコメントの取りまとめ 第10回 作業部会
2月	第6回 検討委員会 第5回 策定委員会 ～計画案の最終取りまとめ及び答申～ 3月市議会へ報告
3月	徳島市教育振興基本計画（第2期）の策定

徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく徳島市の教育振興基本計画（第2期）策定に伴う検討を行うため、徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

徳島市教育振興基本計画（第2期）案の策定に関すること。

その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員16人で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

学識経験者

教育関係者

関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

（任期）

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第6条 策定委員会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長は、会長が指名するものとする。

4 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 策定委員会の会議は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、徳島市教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月3日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。
- 3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会委員名簿

	分野	氏名	役職等
1	学識経験者	阪根 健二	鳴門教育大学大学院 教授
2	学識経験者	島 治伸	徳島文理大学人間生活学部 教授
3	学識経験者	中村 久子	徳島大学 名誉教授
4	学識経験者	阪野 晶子	四国大学短期大学部 准教授
5	学校・園代表	吉岡 美子	徳島市幼稚園長会 会長
6	学校・園代表	中村 昌生	徳島市・名東郡小学校長会 会長
7	学校・園代表	五寶 友哉	徳島市・名東郡中学校長会 会長
8	学校・園代表	井上 薫	徳島市立高等学校 校長
9	保護者代表	前林 永子	徳島市国公立幼稚園PTA連合会 会長
10	保護者代表	陽地 政宏	徳島市・名東郡PTA連合会 会長
11	保護者代表	木下 裕子	徳島市立高等学校PTA 会長
12	社会教育代表	渡邊 浩一	徳島市公民館連絡協議会 会長
13	人権教育代表	林 徳太郎	徳島市身体障害者連合会 理事長
14	子育て支援代表	三原 由紀子	家庭教育支援チーム メンバー
15	公募委員	中津 裕代	
16	公募委員	大野 美加	

注： は会長、 は副会長

徳島市教育振興基本計画（第2期）

発行日：平成27年3月27日

発行：徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集：教育委員会 総務課

電話：088-621-5405

FAX：088-624-2577